

令和6年度

外部評価実施結果報告書

令和6年11月

新宿区外部評価委員会



令和6年11月14日

新宿区長 様

令和6年度の外部評価実施結果について、次のとおり報告します。

新宿区外部評価委員会

会 長	稲継 裕昭
副会長	山本 卓
委 員	竹内 真雄
委 員	戎井 一憲
委 員	大川内 初実
委 員	大西 秀明
委 員	風間 義民
委 員	御所窪 和子
委 員	小杉 美恵子
委 員	小宮 領
委 員	佐伯 康之
委 員	津吹 一晴
委 員	藤川 裕子
委 員	古市 雄大
委 員	安井 潤一郎

外部評価実施結果の報告にあたって

第6期外部評価委員会（任期：令和6年度～9年度）の1年目となる今年度は、新宿区総合計画（平成30(2018)～令和9(2027)年度）に位置付けられている第二次実行計画（令和3(2021)～5(2023)年度）の最終年度の実績について、計画事業の評価及び経常事業の取組状況確認を通じ、新宿区総合計画の個別施策のうち9個別施策を評価した。

評価作業にあたっては、各委員が一つひとつの施策、事業に真剣に向き合うとともに、事業所管部署に様々なご協力を頂き、円滑に進めることができた。

その一方で、上記評価作業を通じ、平成30年度から今年度まで採用してきた手法（計画事業の評価及び経常事業の取組状況確認を通じ、新宿区総合計画の個別施策を評価する手法）には、改善すべき課題があることが浮き彫りになった。

そのため今年度は、より一層効果的・効率的な行政評価となるよう、個別施策の評価に加え、新宿区の行政評価制度見直しに向けた提言を取りまとめた。

いずれの成果についても、新宿区がより良いまちになってほしいとの思いのもと、各委員が丁寧に議論を重ねて生み出したものである。

区におかれては、これらのことを十分踏まえ、新宿区政の前進に向けた取組を、着実に進めてほしい。

新宿区外部評価委員会
会長 稲継 裕昭

目 次

第1章 新宿区外部評価委員会の概要

1 新宿区外部評価委員会の役割・構成	1
2 評価活動の経過	3
3 評価の対象	10
4 評価の視点	15

第2章 評価結果

1 評価結果の概要	16
2 評価結果等の見方	17
3 評価結果	20
個別施策 I-6 セーフティネットの整備充実	20
個別施策 II-3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現	24
個別施策 III-1 回遊性と利便性の向上による 魅力的で歩いて楽しいまちづくり	38
個別施策 III-2 誰もが安心して楽しめる エンターテインメントシティの実現	45
個別施策 III-5 道路環境の整備	49
個別施策 III-10 活力ある産業が芽吹くまちの実現	55
個別施策 III-13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上	60
個別施策 III-14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを 楽しむ環境の充実	63
個別施策 V-3 地方分権の推進	74

第3章 今後に向けて

<資料>

1 新宿区外部評価委員会委員名簿	80
2 新宿区外部評価委員会条例	81
3 新宿区行政評価制度に関する規則	83

第 1 章 新宿区外部評価委員会の概要

1 新宿区外部評価委員会の役割・構成

(1) 外部評価委員会設置の経緯と目的

新宿区外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）は、平成 19 年 2 月の新宿区基本構想審議会答申における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を受け、新宿区総合計画（以下「総合計画」という。）と新宿区実行計画の進行管理を行うため、平成 19 年 9 月、区長の附属機関として新たに設置されたものである。

この間、総合計画の施策（以下「個別目標」という。）、新宿区第一次実行計画（平成 20～23 年度）（以下「第一次実行計画（平成 20～23 年度）」という。）、補助事業の評価を実施し、平成 24 年度からは新たに経常事業評価を開始した。また、平成 25 年度からは、新宿区第二次実行計画（平成 24～27 年度）（以下「第二次実行計画（平成 24～27 年度）」という。）の評価、平成 29 年度からは、新宿区第三次実行計画（平成 28・29 年度）（以下「第三次実行計画（平成 28・29 年度）」という。）の評価、平成 30 年度からは、総合計画の個別施策（以下「個別施策」という。）の評価、令和元年度からは、新宿区第一次実行計画（平成 30（2018）～32（2020）年度）（以下「第一次実行計画（平成 30～32 年度）」という。）の評価、令和 4 年度からは、新宿区第二次実行計画（令和 3（2021）～5（2023）年度）（以下「第二次実行計画（令和 3～5 年度）」という。）の評価を実施している。

外部評価委員会は、行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保していくことを目的としている。

(2) 所掌事務

- ◇ 外部評価を実施し、その評価の結果を区長に報告すること。
- ◇ その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(3) 外部評価委員会の構成

外部評価委員会は、次の 15 名で構成されている。

- ◇ 学識経験者 3 名 ◇ 公募による区民 6 名
- ◇ 区内各種団体の構成員 6 名

(4) 部会の設置

調査及び審議の効率的な運営を図るため、次の三つの部会を設置している。

第 1 部会：まちづくり・環境・みどり

第 2 部会：福祉・子育て・教育・くらし

第 3 部会：自治・コミュニティ・文化・観光・産業

(5) 評価の流れ

区が実施する行政評価には、行政内部が実施する内部評価と外部評価委員会が実施する外部評価があり、その流れは次のとおりである。

① 内部評価

各部の職員（管理職）で構成された経営会議を「内部評価委員会」として、各部が実施する施策及び事業について、達成度、効率性、成果、妥当性等を分析、検証し、区長に報告する。

区長はその結果を公表する。

② 外部評価

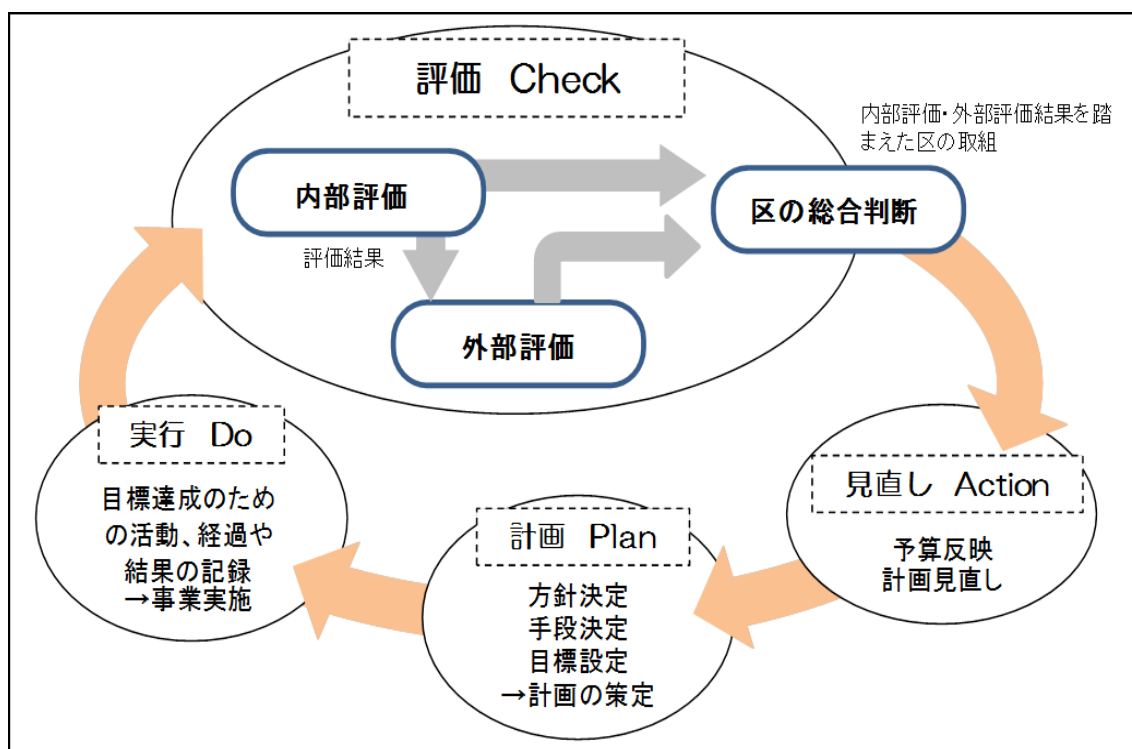
「外部評価委員会」は、上記①の内部評価結果を踏まえ、当該内部評価の対象となった施策及び事業について達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析、検証し、区長に報告する。

区長はその報告を公表する。

③ 区の総合判断

区長は、内部評価及び外部評価、また、これらに対する区民からの意見を踏まえ、行政委員会とも調整した上で、区の総合判断を行い、予算編成に反映する。

区長はその結果を公表する。



2 評価活動の経過

【平成 19 年度】

平成 19 年度は外部評価委員会の立ち上げの年であり、評価の手法・手順など全体的な流れをつかむこととして評価を実施した。

【平成 20 年度】

平成 20 年度は、本格的な外部評価の実施として、平成 19 年度に外部評価を実施した対象施策を掘り下げるとともに、関連施策を抽出して 18 施策を対象に評価を実施した。さらに、補助事業については、関連する計画事業と併せて確認した。

【平成 21 年度】

平成 21 年度は、平成 20 年度から始まった総合計画及び第一次実行計画（平成 20～23 年度）に係る内部評価のうち、まちづくり編に係る個別目標及び計画事業全ての評価を行った。評価に当たっては、新宿区基本構想の理念である「新宿力」を形づくる上で、「協働」は重要な手法の一つと考えられるため、基本となる四つの視点のほか、「協働」を軸に評価を実施した。

【平成 22 年度】

平成 22 年度は、計画事業について、平成 22 年度内部評価実施結果報告書（以下「内部評価報告書」という。）のほか、平成 21 年度の外部評価結果を踏まえた区の実績についてを確認した上で、評価対象を抽出して評価を実施した。また、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間の実績を踏まえた補助事業の内部評価が行われたため、外部評価委員会においても全補助事業を対象に評価を実施した。

【平成 23 年度】

平成 23 年度は、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の策定の年に当たるため、平成 23 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）を評価するとともに、計画事業（区政運営編）も評価した。さらに、第二次実行計画（平成 24～27 年度）に外部評価委員会の意見を反映させるため、「第二次実行計画の方向性に対する意見」を付した。また、経常事業の内部評価が試行されたことに伴い、外部評価委員会として経常事業評価の手法等について、内部評価の課題を抽出し検証を行った。検証結果は、「経常事業評価（試行結果）について（評価手法の確立に向けて・外部評価委員会意見）」（以下「経常事業評価外部評価意見」という。）として区長に報告した。

【平成 24 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 24 年度は、第一次実行計画（平成 20～23 年度）の最終年度の評価であるため、上位計画である個別目標について外部評価委員会意見を付した。また、計画事業（まちづくり編及び区政運営編）については、平成 20 年度から平成 23 年度までの第一次実行計画期間における総合評価を実施した。さらに、経常事業についても新たに外部評価を行った。

【平成 25 年度】

平成 25 年度は、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の初年度の評価であり、計画事業のまちづくり編を平成 25・26 年度の 2 か年で評価することとし、計画事業のまちづくり編の約半数となる事業の評価を行った。

また、経常事業は平成 24 年度に比べて内部評価の事業数が増えたため、外部評価についても対象事業を増やして評価した。

【平成 26 年度】

計画事業のまちづくり編を平成 25・26 年度の 2 か年で評価することとしたため、平成 26 年度は、平成 25 年度に外部評価を行わなかった約半数の事業について評価した。

また、経常事業は、平成 23 年度の経常事業評価外部評価意見に基づき、区民に身近で区民目線から評価可能な事業、協働の視点が入る事業として、主に自治事務に関する事業を抽出して評価した。

評価に当たっては、内部評価報告書を読み込んだ上で、各事業課から事業に関する資料の事前提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング後の再質問を行った。

評価結果は、計画事業・経常事業ともに、部会ごとに取りまとめた後、外部評価委員会として全体のまとめを行った。

【平成 27 年度】

平成 27 年度は、第三次実行計画（平成 28・29 年度）の策定の年に当たるため、平成 27 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）の全てを評価するとともに、計画事業（区政運営編）も評価した。さらに、第三次実行計画（平成 28・29 年度）に外部評価委員会の意見を反映させるため、例年より早く評価結果の取りまとめを行った。

経常事業評価は、平成 27 年度が、平成 24 年度から実施してきた最終年度であるため、経常事業（まちづくり編）だけでなく、経常事業（区政運営編）も評価した。

評価に当たっては、内部評価報告書のほか、事業に関する資料や過去の評価結果なども参考とし、評価の効果・効率性の向上に努めた。

【平成 28 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 28 年度は、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の最終年度の評価を行った。また、平成 24 年度から平成 27 年度までの第二次実行計画期間における総合評価を実施した。このため、平成 27 年度内部評価における計画事業（まちづくり編）の全事業だけでなく、計画事業（区政運営編）も評価し、第二次実行計画（平成 24～27 年度）の振り返りを行った。

【平成 29 年度】

平成 29 年度は、第三次実行計画（平成 28・29 年度）の初年度の評価であり、また、第一次実行計画（平成 30～32 年度）の策定の年に当たるため、計画事業のほぼ全ての事業について評価を行った。評価作業に当たっては、効率化を図るため、内部評価報告書のほか、事業に関連する資料やヒアリングの事前質問・事後質問を活用するとともに、書面評価も実施した。

また、平成 30 年度から始まる新総合計画期間において、より適切に施策・事業の進行管理を行っていくために、平成 28・29 年度の 2 か年でこれまでの行政評価制度を振り返り、新たな手法について検証を行った。検証結果は、「行政評価の手法等の検証について」として区長に報告した。

【平成 30 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 30 年度は、これまでの計画事業単位の評価に加えて、施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第三次実行計画（平成 28・29 年度）の最終年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

評価作業に当たっては、より効果的・効率的に評価を行うため、ヒアリングに向けた事前準備として部会で学習会を行うとともに、評価対象の個別施策に関連する施設等の現地視察を実施した。

【令和元年度】

令和元年度は、平成 30 年度に引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第一次実行計画（平成 30～32 年度）の初年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。また、施策単位の評価が 2 年度目であり、評価の対象となる個別施策の数を増やして実施した。

【令和 2 年度】

評価対象である 6 個別施策について外部評価の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から中止とした。

なお、第 4 期外部評価委員会委員の任期満了に伴い、3 年間の活動の総括として「行政評価の課題と意見」を取りまとめた報告書を作成し、第 2 回外部評価委員会（全体会）において区長へ報告した。

【令和 3 年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である令和 3 年度は、引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第一次実行計画（平成 30～32 年度）の最終年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

個別施策と計画事業については、令和 2 年度の取組・評価に加え、これらが第二次実行計画（令和 3～5 年度）にどのように反映され、令和 3 年度において取り組まれているかを評価した。

評価作業に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を行い、ヒアリングに向けた事前準備として部会で学習会を行うとともに、ヒアリング後、評価の取りまとめを行った。現地視察は新型コロナウイルス感染症の影響により中止としたものの、オンライン併用で委員会や部会を開催し、評価作業を進めた。

なお、内部評価が計画事業単位での評価から、各計画事業を構成する一つひとつの事業（枝事業）ごとの評価を実施したことに伴い、外部評価も同様の評価を実施した。

【令和 4 年度】

令和 4 年度は、引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第二次実行計画（令和 3～5 年度）の初年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

個別施策と計画事業については、令和 3 年度の取組・評価に加え、これらがどのように反映され、令和 4 年度において取り組まれているかを評価した。

評価作業に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を講じるとともに、オンライン併用で委員会や部会を開催した。また、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により現地視察を中止したが、令和4年度は感染症対策を講じた上で実施した。

【令和5年度】

令和5年度は、引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第二次実行計画（令和3～5年度）の2年目の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

個別施策と計画事業については、令和4年度の取組・評価に加え、これらがどのように反映され、令和5年度において取り組まれているかを評価した。

なお、令和5年度は第5期外部評価委員会委員任期の最終年度にあたることから、令和3～5年度の外部評価実施結果を踏まえ、令和5年度に策定される第三次実行計画への提言を実施した。

【令和6年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である令和6年度は、引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価（第二次実行計画（令和3～5年度）の最終年度の評価）及び経常事業の取組状況の確認を行った。

個別施策と計画事業については、令和5年度の取組・評価に加え、これらがどのように反映され、令和6年度において取り組まれているかを評価した。

また、評価作業を通じて浮き彫りになった課題や問題点を踏まえ、行政評価制度見直しに向けた提言を取りまとめた。

【活動経過】

《全体会》

回	開催年月日	審議事項等
第1回	令和6年5月17日	区の行政評価制度について 評価方針について
第2回	令和6年10月21日	評価の取りまとめについて
第3回	令和6年10月25日	行政評価制度見直しに係る提言について

《部会》

〔第1部会〕

評価対象

個別施策Ⅱ－3「暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ②感染症の予防と拡大防止」

個別施策Ⅲ－1「回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり」

個別施策Ⅲ－2「誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現」

個別施策Ⅲ－5「道路環境の整備」

回	開催年月日	審議事項等
第1回	令和6年7月5日	ヒアリングに向けての準備等について
第2回	令和6年8月2日	ヒアリングの実施 ◇ 計画事業 37「新型インフルエンザ等対策の推進」 ◇ 計画事業 39「新宿駅周辺地区の整備推進」 ①新宿駅直近地区のまちづくり ②新宿駅東西自由通路の整備 ③新宿通りモール化 ④靖国通り地下通路延伸に向けた支援 ⑤新宿駅周辺地区のまちづくりルールの方針策定 ◇ 計画事業 40「歌舞伎町地区のまちづくり推進」 ◇ 計画事業 44「都市計画道路等の整備（百人町三・四丁目地区の道路整備）」 ◇ 計画事業 45「人にやさしい道路の整備」 ①道路の改良 ②バリアフリーの道づくり ◇ 計画事業 46「道路の環境対策」 ◇ 評価対象の個別施策を構成する経常事業 【担当課】 総務部（総務課、危機管理課）、文化観光産業部（文化観光課）、健康部（衛生課、保健予防課）、みどり土木部（道路課）、都市計画部（新宿駅周辺基盤整備担当課、新宿駅周辺まちづくり担当課）
第3回	令和6年8月20日	評価の取りまとめについて

〔第2部会〕

評価対象

個別施策Ⅰ－6「セーフティネットの整備充実」

個別施策Ⅱ－3「暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ③良好な生活環境づくりの推進」

個別施策Ⅲ－14「生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」

回	開催 年月日	審議事項等
第1回	令和6年 6月24日	ヒアリングに向けての準備等について
第2回	令和6年 7月8日	ヒアリングの実施 ◇ 計画事業38「マンションの適正な維持管理及び再生への支援」 ◇ 計画事業61「新中央図書館等の建設」 ◇ 計画事業62「スポーツ環境の整備」 ①新宿区スポーツ環境整備方針の改定 ②スポーツコミュニティの推進 ③総合運動場の整備 ④新宿区スポーツ施設整備基金を活用したスポーツ施設の整備 ◇ 評価対象の個別施策を構成する経常事業 【担当課】 総務部（危機管理課）、地域振興部（地域コミュニティ課、生涯学習スポーツ課）、福祉部（地域福祉課、生活福祉課、保護担当課）、健康部（衛生課）、環境清掃部（環境対策課、ごみ減量リサイクル課）、都市計画部（建築調整課、住宅課）、教育委員会事務局（中央図書館）
第3回	令和6年 8月22日	評価の取りまとめについて

[第3部会]

評価対象

個別施策Ⅱ－3「暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ①犯罪のない安心なまちづくり」

個別施策Ⅲ－10「活力ある産業が芽吹くまちの実現」

個別施策Ⅲ－13「国際観光都市・新宿としての魅力の向上」

個別施策Ⅴ－3「地方分権の推進」

回	開催 年月日	審議事項等
第1回	令和6年 6月28日	ヒアリングに向けての準備等について
第2回	令和6年 7月22日	ヒアリングの実施 ◇ 計画事業 56「観光と一体となった産業振興」 ①しんじゅく逸品の普及 ②多彩な観光資源を活かした区内回遊の促進 ◇ 計画事業 60「新宿ブランドを活用した取組の推進」 ①魅力ある観光情報の発信 ◇ 評価対象の個別施策を構成する経常事業 【担当課】 総合政策部（企画政策課）、総務部（総務課、危機管理課）、文化観光産業部（文化観光課、産業振興課、消費生活就労支援課）
第3回	令和6年 8月13日	評価の取りまとめについて

3 評価の対象

令和6年度は、9の個別施策を対象に評価を実施した。また、評価対象となる個別施策を構成する計画事業の評価に加え、経常事業の取組状況を確認した。

(1) 第1部会（まちづくり・環境・みどり）

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）				
Ⅱ 新宿の高度防 災都市化と安 全安心の強化	3	暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ②感染症の予防と拡大防止			
		計画 事業	37 新型インフルエンザ等対策の推進		
			経常 事業	390 感染症予防関係法令に基づくまん延防止対策及び健康診断等（結核等）	
		391 予防接種			
		392 食品衛生の普及啓発			
Ⅲ 賑わい都市・ 新宿の創造	1	計画 事業	39 新宿駅周辺地 区の整備推進	① 新宿駅直近地区のまちづくり	
				② 新宿駅東西自由通路の整備	
				③ 新宿通りモール化	
				④ 靖国通り地下通路延伸に向けた支援	
				⑤ 新宿駅周辺地区のまちづくりルールの策定	
		経常 事業	434 新宿駅周辺地区の利便性向上		
	2	計画 事業	誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現		
			40 歌舞伎町地区のまちづくり推進		
		経常 事業	436 歌舞伎町安全・安心対策事業助成		
			437 歌舞伎町安全・安心対策寄附金		
			438 区役所本庁舎前平和の泉イルミネーション		
			439 道路を活用したオープンカフェ		
		5	計画 事業	道路環境の整備	
				44 都市計画道路等の整備（百人町三・四丁目地区の道路整備）	① 道路の改良
	② バリアフリーの道づくり				
			45 人にやさしい 道路の整備		
	46 道路の環境対策				
	経常 事業		453 道路の適正利用		
			454 路面下空洞調査		
			455 受託事業（掘さく道路復旧、公共下水道の整備）		
			456 私道整備助成		
			457 工事・公園事務所等の維持管理等		

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）		
Ⅲ 賑わい都市・ 新宿の創造		経常 事業	458 道路認定及び特定公共物の管理
			459 道路の維持管理
			460 都市計画道路等の整備促進
			461 建築基準法に基づく道路の調査等

（２）第２部会（福祉・子育て・教育・くらし）

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）		
Ⅰ 暮らしやすさ 1 番の新宿	6	セーフティネットの整備充実	
		経常 事業	260 ホームレスの自立支援の推進
			261 生活保護受給者の自立支援の推進
			262 生活困窮者の自立支援の推進
			263 被災者への見舞
			264 生活保護法施行事務等
			265 被保護者の生活支援事業
			266 保護費支給
			267 保護施設事務費
			268 女性相談支援
			269 女性及び母子緊急一時保護
			270 ひきこもり相談支援
			271 中国残留邦人等に対する支援
			272 受験生チャレンジ支援貸付事業
			273 作業宿泊所の維持管理
Ⅱ 新宿の高度防 災都市化と安 全安心の強化	3	暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ③良好な生活環境づくりの推進	
		計画 事業	38 マンションの適正な維持管理及び再生への支援
		経常 事業	394 空家等対策の推進
			395 民泊の適正な運営の確保
			396 路上喫煙対策の推進
			397 公害の監視・規制・指導
			398 アスベスト対策
			399 被災者支援施設の運営
			400 屋外広告物許可及び是正事務
			401 公衆便所の維持管理
			402 測定調査
			403 ポイ捨て防止ときれいなまちづくり
			404 カラス等対策

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）		
Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化		経常事業	405 自動販売機対策の推進
			406 土地取引に関する届出等事務
			407 住宅修繕工事等業者あつ旋
			408 事業住宅の管理運営
			409 マンション管理状況届出制度事務
			410 建築許可・確認等事務
			411 建築相談等
			412 建築審査会の運営
			413 都市計画行政資料整備
			414 建築関係統計調査
			415 建築行政資料整備
Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	14	生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	
		計画事業	61 新中央図書館等の建設
			62 スポーツ環境の整備 ① 新宿区スポーツ環境整備方針の改定 ② スポーツコミュニティの推進 ③ 総合運動場の整備 ④ 新宿区スポーツ施設整備基金を活用したスポーツ施設の整備
		経常事業	590 図書館サービスの充実（区民にやさしい知の拠点）
			591 子ども読書活動の推進
			592 新宿未来創造財団運営助成
			593 学校施設等の活用
			594 運動広場の開放
			595 スポーツ推進委員の活動
			596 スポーツ環境会議の運営
			597 区民ギャラリーの管理運営
			598 ギャラリー“みるっく”の運営
			599 生涯学習館の管理運営
			600 新宿スポーツセンターの管理運営
			601 新宿コズミックスポーツセンターの管理運営
			602 公園内運動施設の管理運営
			603 大久保スポーツプラザの管理運営
			604 四谷スポーツスクエアの管理運営
			605 図書館資料の充実
			606 図書館の管理運営
			607 障害者への図書館サービス

(3) 第3部会 (自治・コミュニティ・文化・観光・産業)

基本政策	個別施策 (計画事業・経常事業)		
II 新宿の高度防 災都市化と安 全安心の強化	3	暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ①犯罪のない安心なまちづくり	
	経常 事業	378	安全安心推進活動の強化
		379	客引き行為防止等の防犯活動強化
		380	防犯対策の推進
		381	詐欺・消費者対策
		382	消費生活展
		383	消費者活動の事業助成等
		384	多重債務特別相談
		385	消費生活地域協議会の運営
		386	消費生活センター分館の施設利用
		387	街路灯及び橋りょう灯の維持管理
		388	民有灯及び商店街灯の支援
III 賑わい都市・ 新宿の創造	10	活力ある産業が芽吹くまちの実現	
	計画 事業	56	観光と一体となった 産業振興
			① しんじゅく逸品の普及 ② 多彩な観光資源を活かし た区内回遊の促進
	経常 事業	524	新宿ものづくりの振興
		525	地場産業の魅力発信
		526	中小企業新事業創出支援
		527	産業振興会議の運営
		528	中小企業支援ネットワーク会議の運営
		529	中小企業向け制度融資
		530	小規模事業者経営改善資金利子補給
		531	勤労者福利厚生資金貸付
		532	商工相談
		533	新宿商談会
		534	ビジネスアシスト新宿
		535	経営力強化支援事業
		536	売上向上実践講座
		537	地域商業活性化推進事業
		538	産業コーディネーターの活用
		539	事業承継支援
		540	地場産業団体の展示会等支援
		541	地場産業団体分担金等

基本政策	個別施策（計画事業・経常事業）			
Ⅲ 賑わい都市・ 新宿の創造		経常 事業	542 地場産業振興小野基金利子の運用	
			543 産業関連情報の発信	
			544 産業振興推進員の活用	
			545 産業会館の管理運営	
			546 高田馬場創業支援センターの管理運営	
	13	国際観光都市・新宿としての魅力の向上		
		計画 事業	60 新宿ブランドを活用した取組の推進	① 魅力ある観光情報の発信
		経常 事業	579 新宿観光案内所の運営	
			580 一般社団法人新宿観光振興協会を中心とした新宿の魅力の発信	
			581 新宿フリーWi-Fi の運用	
			582 観光関連団体との事業連携・情報交換	
			583 多彩な観光資源を活かした区内回遊の促進（さくらのライトアップ事業周知）	
			584 ふるさと納税管理事務	
Ⅴ 好感度 1 番の 区役所	3	地方分権の推進		
		経常 事業	687 特別区のあり方の見直しと自治権の拡充	
			688 自治基本条例の推進	

（４）部会別評価数

部会	個別施策	計画事業	経常事業
第 1 部会	4 施策	6 事業 枝事業を含む事業数 11 事業	17 事業(9 事業)
第 2 部会	3 施策	3 事業 枝事業を含む事業数 6 事業	54 事業(16 事業)
第 3 部会	4 施策	2 事業 枝事業を含む事業数 3 事業	42 事業(11 事業)
合計	9 施策	11 事業 枝事業を含む事業数 20 事業	113 事業(36 事業)

※1 個別施策Ⅱ-3 は、「①犯罪のない安心なまちづくり」、「②感染症の予防と拡大防止」、「③良好な生活環境づくりの推進」の 3 項目に分かれており、今回はそれぞれを 3 部会で分担して評価したため、個別施策の合計数と、部会別の評価施策数の和は一致しない。

※2 経常事業の（ ）内は、外部評価意見を付した事業数

4 評価の視点

外部評価に当たっては、内部評価の結果を踏まえ、施策及び事業について、妥当性、効率性、有効性、成果等を区民の視点に立って分析し、検証した。

(1) 施策評価

個別施策の評価に際しては、取組状況の評価区分を「順調に進んでいる」・「おおむね順調に進んでいる」・「やや遅れている」・「遅れている」として、以下の四つの分析の視点を踏まえ「総合評価」を行った。また、施策の今後の「取組の方向性」に対して、区民の目線をいかして意見を付した。

施策評価における分析の視点

役割（妥当性）	：各主体はそれぞれの役割に基づき取り組んでいるか。
効率性	：効率的に各事業を実施しているか。
有効性	：区民ニーズや地域課題に的確に対応しているか。
成果	：目的（めざすまちの姿・状態）の実現に向けて成果を上げているか。

(2) 計画事業評価

計画事業の評価に際しては、評価区分を「計画以上」・「計画どおり」・「計画以下」として、以下の4つの分析の視点を踏まえ、各計画事業を構成する一つひとつの事業（枝事業）ごとに評価を行った。また、今年度の事業の進捗状況等を踏まえ、「今後の取組の方向性に対する意見」に対して、区民の目線をいかして意見を付した。

計画事業評価における分析の視点

妥当性	：執行体制、事業手法は適切か。
効率性	：事業経費の規模は費用対効果からみて適切か。
有効性	：区民ニーズや地域課題に的確に対応しているか。
成果	：目的の達成に向けて成果を上げているか。

(3) 経常事業取組状況に対する意見

経常事業については、取組状況を確認した上で意見を付した。

第2章 評価結果

1 評価結果の概要

令和6年度に実施した外部評価結果は以下のとおりである。

個別施策の評価（9 個別施策）と当該個別施策を構成する計画事業の評価（11 事業（枝事業を含む事業数 20 事業））と経常事業の取組状況の確認（113 事業）を行った。

個別施策の評価については、9 個別施策すべてを内部評価と同様に「おおむね順調に進んでいる」と評価した。

計画事業の評価については、枝事業を含む事業数 20 事業のうち、18 事業を「計画どおり」と評価し、2 事業を「計画以下」とした。

経常事業の取組状況の確認については、113 事業のうち、36 事業に外部評価意見を付した。

各評価については、評価結果（20 ページ以降）のとおりである。

2 評価結果等の見方

(1) 施策評価

基本政策			計画の体系 基本政策：総合計画の基本政策名 個別施策：総合計画の個別施策名 計画事業：当該個別施策を構成する計画事業名	
個別施策				
計画事業				

目的（めざすまちの姿・状態）
個別施策の推進によりめざす将来のまちの姿や状態

外部評価結果 (順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)
当該個別施策に対する外部評価の結果
外部評価意見
【総合評価】
【今後の取組の方向性に対する意見】
【その他意見・感想】 当該個別施策に対する外部評価の視点による意見 【総合評価】：必ず記載 【今後の取組の方向性に対する意見】：意見のある場合に記載 【その他意見・感想】：意見のある場合に記載

内部評価	当該個別施策の内部評価結果
------	--------------------------

(2) 計画事業評価

計画事業		当該個別施策を構成する計画事業名（第二次実行計画）
------	--	---------------------------

事業概要
第二次実行計画期間における事業実施方法

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)	
当該計画事業に対する外部評価の結果	
外部評価意見	
【評価】	
【今後の取組の方向性に対する意見】	
【その他意見・感想】	当該計画事業に対する外部評価の視点による意見 【評価】：必ず記載 【今後の取組の方向性に対する意見】：意見のある場合に記載 【その他意見・感想】：意見のある場合に記載

内部評価	当該計画事業の内部評価結果
------	---------------

(3) 経常事業取組状況

経常事業	当該個別施策を構成する経常事業名
事業概要	
当該経常事業の目的、実施内容	
外部評価意見	
当該経常事業に対する外部評価の視点による意見	

※経常事業取組状況については、外部評価意見を付した事業を掲載

3 評価結果

基本政策	I	暮らしやすさ 1 番の新宿
個別施策	6	セーフティネットの整備充実

めざすまちの姿・状態
障害や疾病、高齢化、失業等による生活困窮など様々な境遇にあっても、区民一人ひとりが尊重され、地域の中で自立した生活を営み、その人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちをめざし、区はセーフティネット機能の充実を積極的に図っていきます。

外部評価結果 (順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)
おおむね順調に進んでいる
外部評価意見
【総合評価】 成果指標 1「生活保護の被保護者の就労割合」については目標水準を下回ったが、生活保護受給者の自立支援では、個別のケースに応じて、必ずしも早期の就労にのみ重点を置いているわけではないとの説明があった。実際、その対象者数は就労支援に較べると少ないものの、日常生活・社会生活の自立支援が実施されている。 生活困窮者自立支援については、相談支援を中心に実施されており、その利用者の約 1 割に対しては包括的・継続的な相談支援が行われている。 ホームレスの自立支援に関しては、新宿区に固有の状況・課題をかかえつつ、相談事業とならんで、生活習慣確立のための支援等からなる地域生活安定促進事業が実施されている。指標 2「ホームレスの減少」は、ここ数年度にわたり目標を達成できている。 課題のひとつであるひきこもりに関する支援体制の整備については、総合相談窓口が設置されると共に、先進自治体の取組等を調査しつつ、伴走型の支援をおこなうための体制整備が進められている。 以上のことから、本施策はおおむね順調に進んでいると評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 生活困窮者自立支援においては、制度間の溝を越える連携支援体制を一層深化させていってほしい。 生活保護受給者の自立支援では、生活保護世帯の子どもたちを対象とする支援の拡充に期待

する。

また、元ホームレスの支援においては、地域社会で安定した自立生活を送れるように支援することを目的とする地域生活安定促進事業を今後も柱のひとつに据えて、取組を推進してもらいたい。

ひきこもり支援においては、総合相談窓口をひとつの拠点にしつつ、要支援者の把握、相談に繋がりやすい環境の創出、本人とその家族が無理の少ないかたちで家の外部と接点をもてる機会の創出、本人の社会復帰にむけた息の長く、個別性を踏まえた支援の体制構築が、一層図られていくことを期待する。

課題として認識されている「見えにくいホームレス層」や「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」についても対応を図っていくことは重要である。

【その他意見・感想】

成果指標について、生活保護に関する指標（成果指標1「生活保護の被保護者の就労割合」）は、実績値が横ばいの状態にあるように見える。被保護者の中には高齢や障がいのため就労が難しい方もおられるものと思料する。

そこで、施策の実効性を高めていくための補助指標として、たとえば、「就労が可能なかたの中の就労割合」といったものを設定できないだろうか。

また、就労自立にとどまらない事業成果を客観化する指標を追加することも考えられるのではないか。

ホームレス支援に関する指標（成果指標2「ホームレスの減少」）との関係では、景気等の外的要因の影響をできるだけ受けない、かつ定量的な指標を設けることについての検討を今後も進めてもらいたい。

生活保護については、引き続き、区の実情に応じた財政措置等についての都や国との調整協議を進めるとともに、子どもたちが未来に希望を持てるよう個別支援にも力を入れる等、きめ細かい対応をお願いしたい。

内部評価

おおむね順調に進んでいる

経常事業	260	ホームレスの自立支援の推進
-------------	------------	----------------------

事業概要		
ホームレスは路上生活に至った原因が様々であり、その自立支援には、ホームレス一人ひとりに合った、きめ細かな対応が必要です。そのため、総合的な相談や就労指導等、自立への支援を行い、生活保護をはじめ、他の制度や自助努力などを含めて自立を促します。元ホームレスの生活保護受給者に対しては、社会資源の活用や生活習慣確立のための支援を行います。		

外部評価意見		
特別区長会として「都市部への集中化によるホームレスに係る対策の推進」を都、国に対して要望しているところと承知しているが、広域的なホームレス対策事業における連携や区の実情に応じた財政措置等についての協議を引き続き進めてもらいたい。		

経常事業	261	生活保護受給者の自立支援の推進
-------------	------------	------------------------

事業概要		
生活保護世帯に対して、健全育成費や公衆浴場入浴券の支給などの必要な支援を行います。また、稼働能力のある生活保護受給者に対する就労支援や、高齢者等に対する日常生活自立及び社会生活自立のための支援、小・中学生とその保護者に対する居場所づくり等による日常生活自立のための支援などにより、生活保護受給者の自立の助長を図ります。		

外部評価意見		
貧困の連鎖を防ぐべく、受給者の保護者と並んでその子供たちに対する事業の強化を願いたい。		

経常事業	266	保護費支給
-------------	------------	--------------

事業概要		
生活保護は、生活に困窮する人に、困窮度に応じて生活を保障する制度で、生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の 8 種の扶助の他、就労自立給付金及び進学準備給付金があり、被保護者への適正な給付と自立を支援します。		

外部評価意見		
給付制度の目的に沿った運用、および、保護廃止になったが自立支援の必要性のある元被保護者への適切な対応を引き続き行ってもらいたい。		

経常事業	267	保護施設事務費
-------------	------------	----------------

事業概要		
保護施設等(救護、更生、宿所提供、日常生活支援住居)は、自立の助長を図るため、保護を要する方が入所する施設です。入所者の費用等を負担します。		

外部評価意見		
施設事務費に関する基準について、区の実情に応じた財政措置等についての調整協議を都や国に対して行ってもらいたい。		

経常事業	270	ひきこもり相談支援
-------------	------------	------------------

事業概要		
ひきこもりのことでお悩みの方からの相談に対応するひきこもり総合相談窓口にて、専門相談員による支援を実施します。		

外部評価意見		
先進自治体の取組を参考にしつつ、区の特性を踏まえて支援の充実化を図っていかうとする姿勢が見られることは高く評価できる。学校等との連携強化にも力を注いでもらいたい。 開設された総合相談窓口については、より積極的に周知を図ってもらいたい。 区内におけるひきこもりの件数については、現在のところ内閣府の調査に基づいた推計値しか存在しないのであれば、今後この分野での施策を推進していくに際してより詳細な実態調査を実施する必要があるのではないか。		

経常事業	273	作業宿泊所の維持管理
-------------	------------	-------------------

事業概要		
区内の低所得者に対して、住居と就業の場を与え、生活の安定と自立の助長を図ります。		

外部評価意見		
維持管理と並行して、作業宿泊所の将来的なあり方についても検討を進める必要があるのではないか。		

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	3	暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ①犯罪のない安心なまちづくり

めざすまちの姿・状態
すべての区民が、犯罪等の不安を感じることなく日々の生活を送ることができる、安全で安心な暮らしやすいまちをめざします。

外部評価結果 (順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)
おおむね順調に進んでいる
外部評価意見
【総合評価】 成果指標としている「区民の日常生活における安心度」「犯罪件数」「消費生活センターの認知度」の実績値は、目標水準に照らして順調な経過とは言えないが、「暮らしやすい安全で安心なまちの実現」に向け、ソフト・ハード両面から様々な取組を実施し、一定の成果を挙げていることから、おおむね順調に進んでいると評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 現在の携帯電話の普及状況に鑑みると、詐欺対策における、固定電話用の自動通話録音機の重要性は、低下しているのではないかと。区は、自動通話録音機貸出数の回復に向け、周知・啓発に努めていくとのことだが、こうした時代の変化に合わせ、新たな対応を検討・実施していくべきである。 成果指標 1「区民の日常生活における安心度」の令和 5 年度実績値は前年度と比べ低下している。また、成果指標 2「犯罪件数」の実績値はここ数年増加傾向にある。 区は引き続き、暮らしやすい安全で安心なまちづくりの実現に向け、きめ細かに対応してほしい。 消費生活に関するトラブルが後を絶たない現状を踏まえ、副読本を活用した教育や出前講座等、若者に向けた啓発の取組を、今後も充実させてほしい。 併せて、実際にトラブルが生じた際の相談窓口である区の消費生活センターについては、認知度向上のため、SNS 等も活用してその存在・役割を周知してほしい。

【その他の意見・感想】

民有灯・商店街灯と防犯カメラには、防犯対策という共通点があるため、これらの設置の促進にあたっては、一方の助成事業所管部署において、他方の助成事業について案内する等、両助成に係る取組を適切に連動させてはどうか。

内部評価

おおむね順調に進んでいる

経常事業	380	防犯対策の推進
-------------	------------	----------------

事業概要		
まちの犯罪を抑止するため、地域、警察、区が連携し、広く防犯に関する啓発活動を行うとともに、防犯カメラの設置等への補助及び自動通話録音機の普及を進め、防犯力の向上を図ります。		

外部評価意見		
防犯カメラ設置補助については、区民ニーズが高い取組であるため、補助対象とする設置台数の増加や、メンテナンス費用を補助対象とする等の拡充を検討してほしい。		

経常事業	381	詐欺・消費者対策
-------------	------------	-----------------

事業概要		
特殊詐欺等身近な犯罪の防止、子どもから高齢者までの消費者教育の推進に取り組んでいきます。また、消費生活センターにおいて消費生活に関するトラブルの相談や解決に取り組むとともに、関係機関や地域の団体等との連携により消費者講座を実施するなど、消費者問題に的確に対応していきます。		

外部評価意見		
消費者講座受講者をさらに増やすため、PTA 等、地域で発信力のある組織と連携し、より多くの区民が講座開催についての情報を得られるよう、努めてほしい。		

経常事業	384	多重債務特別相談
-------------	------------	-----------------

事業概要		
多重債務問題を解決するため、消費生活相談員による消費生活相談、弁護士による債務整理等の相談をはじめ、生活福祉課で実施している生活支援相談窓口とも連携した相談を行います。		

外部評価意見		
新宿区の人口規模を踏まえると、相談件数 11 件は少ない。こうした相談窓口機能は、他機関も有していると思われるので、区は、こうした他機関との連携や役割分担も十分に考慮した上で、区窓口の周知強化や機能見直し等、対策を講じるべきである。		

経常事業	385	消費生活地域協議会の運営
------	-----	--------------

事業概要
消費生活の安定及び向上に向けて必要な事項を協議するための新宿区消費生活地域協議会を運営します。

外部評価意見
本協議会が扱う題材は多岐に渡るため、リモート会議を取り入れる等の効率化を図るとともに、分科会を設け、効率的かつ効果的な議論を行う体制を整えるべきである。

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	3	暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ②感染症の予防と拡大防止
計画事業	37	— 新型インフルエンザ等対策の推進

めざすまちの姿・状態
感染症や食中毒の発生・拡大を予防し、区民の生命及び健康を守ることのできるまちをめざします。

外部評価結果 (順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)
おおむね順調に進んでいる
外部評価意見
【総合評価】 本個別施策のめざすまちの姿・状態に照らし、各種感染症対策や予防接種、食品衛生普及啓発等の取組が適切に実施されていることから、おおむね順調に進んでいると評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 医師会や地域の医療機関等の関係機関との連携強化や、各種ワクチンの接種勧奨・接種費用補助等の取組を通じ、今後の感染症流行への備えをより一層推進してほしい。 ワクチン接種の副反応については、接種前に丁寧な説明に努めるとともに、接種後に副反応が出た者に対しての相談対応を充実させてほしい。 本施策が功を奏するには、一般市民の各種感染症に対する予防意識を高めることが重要である。一方、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されて以降、一般人の感染予防対策への意識が低下しているように見受けられることもあり、感染症予防や食品衛生に関する周知啓発の重要性は高まっていると思われる。 区は、広報新宿や区ホームページ、区公式 SNS といった既存手段による広報について、発信頻度を高める等の工夫をするとともに、関連イベントとの連携等、新たな周知啓発のチャンネルを確保する等の取組も推進してほしい。
【その他の意見・感想】 コロナ禍の際、東京都と区による感染者へのケアが必ずしもうまく連携しておらず、心細い思いをした区民は少なくないと思われる。 国においては、コロナ禍の教訓を踏まえ、内閣感染症危機管理統括庁を新設する等、次のパンデミックに備えた動きが見られる。区においては、そうした動きを捉え、国や東京都との連携体制がより充実したものとなるよう、積極的に措置等を要望していったほしい。

内部評価	おおむね順調に進んでいる
------	--------------

計画事業	37	—	新型インフルエンザ等対策の推進
------	----	---	-----------------

事業概要
新型コロナウイルス感染症の発生を受け、新たな感染症に備えることの重要性はさらに増しています。こうした新たな感染症や新型インフルエンザ等の流行に備え、区民等への正しい知識の普及啓発に努めるとともに、関係機関による新型インフルエンザ等対策連絡会を開催し、地域医療機関等との連携強化を図ります。流行期に区内の診療所で適切な医療が提供できるよう、防護服やマスクを計画的に配布します。発生時の様々な状況を想定した訓練を実施し、体制の整備を進めます。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 関係機関との連携強化や区民等への周知啓発など、新型インフルエンザ等への対策に向け、適切に取組を推進していることから、計画どおりと評価する。

内部評価	計画どおり
------	-------

経常事業	390	感染症予防関係法令に基づくまん延防止対策及び健康診断等（結核等）
------	-----	----------------------------------

事業概要
感染症予防関係法令に基づき、感染症に関する知識の普及啓発や検査を行い、結核・HIV・性感染症の早期発見・まん延防止に努めます。また、感染症発生時に迅速かつ適切な対応ができるような体制を整備します。

外部評価意見
世界有数の歓楽街である歌舞伎町を擁し、多くの観光客が訪れる新宿区にあつては、結核・HIV・性感染症の早期発見・蔓延予防は大切な事業であるため、引き続き積極的な対応をお願いしたい。 HIV・性感染症に関する講演会は申込者数 29 人で、閲覧回数 98 回であったとのことだが、両実績とも不十分ではないか。より多くの人が視聴し、普及啓発の推進に資するよう、講演会の周知方法を検討されたい。

経常事業	392	食品衛生の普及啓発
------	-----	-----------

事業概要
より安全な食生活を実現するため、動画の配信、パンフレット等の配布により、消費者に対しタイムリーな情報提供を行うとともに、食品衛生知識の普及啓発を行います。

外部評価意見
区政モニターアンケートの設問「あなたは、食の安全に関する正しい知識や情報を持っていると思いますか。」は、回答の根拠が回答者の主観に基づくものであり、回答者の知識の正確性を担保できていない。 一方、現行の設問は経年変化を確認のため継続しなければならないと思われるので、例えば、区政モニターアンケートに異なる角度からの設問を追加する、あるいは、イベント会場などで簡単なアンケートを取る、等の工夫をしてはどうか。 SNS での周知啓発をより効果的に行うため、発信を複数回行うとともに、発信時間別の閲覧数や「いいね」の数を計測・分析してはどうか。 食品衛生カレンダーやハンドタオル、ポケットティッシュ等の物品による周知啓発の費用対効果については、改善の余地があるのではないかと。

基本政策	Ⅱ	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	3	暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ③良好な生活環境づくりの推進
計画事業	38	－ マンションの適正な維持管理及び再生への支援

めざすまちの姿・状態	
アスベストの除去や空家等の適切な管理、マンションの適正な維持管理を支援することで、誰もが安心して暮らせる住宅環境を実現します。 ポイ捨てや路上喫煙を防止し、騒音・振動・悪臭などの公害に対する規制・指導を行うとともに、大気測定、自動車騒音振動等の環境測定を継続して実施することで、良好な生活環境をつくります。	

外部評価結果 (順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)
おおむね順調に進んでいる
外部評価意見
【総合評価】 空き家等対策では、無料相談会を複数回実施すると共に、問題化する前の段階からアプローチしていこうとする姿勢が見られる点は高く評価できる。新しい新宿区空家等対策計画の検討においても重要な実態調査も進められている。 ポイ捨て防止対策や路上喫煙対策では、街の美化と区民・来街者の意識向上を図る取組が地域の団体やボランティア等との協働で実施されている。委託清掃事業については、重点対象地区の設定法に留意しつつ実施されている。 騒音や民泊問題については、区内での近年の動向を把握しつつ対応が図られている。 マンションの適正な維持管理及び再生への支援では、国の関連法が改正された中で、区内の状況を踏まえた新宿区マンション管理適正化推進計画を策定すると共に、マンション管理組合交流会の開催といった意欲的な取組を実施していることは高く評価できる。 公害の監視、規制指導、アスベスト対策といったその他の経常事業についても適切に実施されている。 他方で、街中を大音量で走るアドトラックやデジタルサイネージによる光害の問題、あるいは、たばこの吸い殻や空き缶のポイ捨ての問題は続いており、それらに対する有効な対策について検討を続ける必要があるが、区はそのことを課題として認識している。 以上のことから、本施策はおおむね順調に進んでいると評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

空き家等対策では、新宿区空家等対策計画の策定と並んで、高齢者福祉分野との連携による住まいの終活に関する取組が、その成果を検証しつつ推進されて行くことを期待する。

民泊問題への対応では、ルールブックの改訂等が予定通りに行われ、効果をあげることを期待する。

マンションの適正な維持管理に対する支援や駅周辺繁華街の美化についても、引き続き取組を進めてほしい。

【その他の意見・感想】

成果指標に関して、本施策の掲げる「暮らしやすい安全で安心なまち」「良好な生活環境」について区民がどのように見ているのかを客観的に把握する手段のひとつとして、街の安全性や衛生、空き家や公害などについての区民の意識調査を、指標に追加することを検討してはどうか。

ポイ捨て、民泊問題についても成果指標が設定されていると、区が取組が区民により分かりやすくなるのではないかな。

空き家はごみ問題、ネズミ・ハクビシン等の問題で近隣を悩ませていると考えられるため、他の事業とも連携して、この取組が一層の成果をあげることを期待する。

内部評価

おおむね順調に進んでいる

計画事業	38	－	マンションの適正な維持管理及び再生への支援
------	----	---	-----------------------

事業概要
マンションの良好な維持・管理を促進し、住環境の保全・向上を図るため、建物の維持・保全及びマンション管理組合の運営に関する啓発活動、情報提供及び相談を行います。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 新宿区マンション管理適正化推進計画を策定し、新しい認定制度の運用も開始した。区内にあるマンションの状況や課題の把握、およびそれらに基づいた働きかけや情報提供が適切になされている。 マンション管理相談、マンション管理セミナー、管理組合交流会等を計画通りに実施すると共に、それらの機会をマンション管理相談員派遣の利用にも繋げる取組によって同派遣事業への申請件数が増加した。管理セミナーや管理組合交流会については、共に参加者の満足度が目標値を上回った点も評価できる。ただし、指標にもなっているアンケートでの満足度はマンションの適正な維持管理・再生という事業目標と必ずしも対応しているわけではないため、事業成果の向上法が引き続き模索されていくことを期待する。 以上のことから、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 新宿区マンション管理適正化推進計画の着実な推進と、そのための事業体制の強化が引き続き図られることを期待する。

【その他意見・感想】

今回のヒアリングから、課題のある区内マンションの実態把握が相当程度まで行われていることが分かった。それを活かすかたちで、たとえば、課題のあるマンションの総数を分母にしてその改善率を測るといった指標設定の仕方もあるのではないかな。

新宿区マンション管理適正化推進計画の示す3つの目標に対応する定量的な指標を、本事業の成果指標に加えることも考えられるのではないかな。

分譲の段階からマンションの適切な管理を促す視点や、良好なコミュニティの形成という見地から管理組合に対して、町会・自治会に関する情報を提供する等の取組も重要なのではないかな。

内部評価	計画どおり
------	-------

経常事業	395	民泊の適正な運営の確保
-------------	------------	--------------------

事業概要		
住宅宿泊事業法令に基づき、住宅宿泊事業に関する届出事務、監視指導等を実施します。また、区民、事業者、宿泊者へルールブック等により普及啓発を行います。		

外部評価意見		
新宿区内に民泊が多いことは知っていたが、その多さは国内の総室数の10%近くにはのぼるとのことで驚いた。同時に、区内にある民泊施設の利用者の増加にともない、路上へのごみ投棄等、地域で様々な問題が発生している。事業者への指導等の対策を先手先手で講じていくのが望ましいと考える。 いわゆる違法民泊の取締りにも、引き続き注力してもらいたい。		

経常事業	396	路上喫煙対策の推進
-------------	------------	------------------

事業概要		
地域等との協働によるキャンペーン活動や路上喫煙禁止パトロールによる指導を継続的に実施するとともに、区民、事業者、来街者等に対する路上喫煙禁止の普及啓発を行い、受動喫煙やたばこの火による被害を防止します。		

外部評価意見		
路上喫煙パトロールについて、実施地域にメリハリを付けて、課題のある地域に重点を置いているとのことでありそれ自体は評価できる。他方で、パトロールと指標である駅周辺・生活道路での路上喫煙率とのあいだに相関があるのかについては判断できなかった。路上パトロールの実効性にも留意して取組を進めてもらいたい。 また、路上喫煙対策全般についても、路上喫煙率調査の分析等に基づいて取組の成果を一層高めていくことを期待する。 観光案内所における啓発活動が行われているとのことだが、その活動の一環にポイ捨てについての啓発も加えてはどうか。また、啓発の手段とする媒体は多言語のものにすることを検討してもらいたい。 路上喫煙に関する新宿区の条例は、「違反者を取り締まることが目的ではなく、人を思いやり、迷惑をかけないというマナーの基本に立ち戻り、路上喫煙をやめていただきたいと考えています。」との考えに立って路上喫煙に対する罰則は設けていないことを承知している。 しかし、路上喫煙が増加するような場合には、路上喫煙に対する罰則を条例で定めている他区の事例も参照するなどして、この問題を解消していくための一層効果的な方法の検討を行う必要があるのではないか。		

経常事業	400	屋外広告物許可及び是正事務
------	-----	---------------

事業概要
都条例に基づく屋外広告物の掲示等の許可・届出事務、違反広告物に対する是正・撤去等について、「事務処理特例条例」の委任に基づき実施します。

外部評価意見
除去等に取り組んではいるがまだまだ貼り紙等は後を絶たないため、事業者に対するより効果的な指導を期待する。

経常事業	403	ポイ捨て防止ときれいなまちづくり
------	-----	------------------

事業概要
区内全域で、空き缶等のごみのポイ捨て防止の意識啓発を行うとともに、「ごみゼロデー」等まち美化清掃活動を区民・事業者等とともに実施します。また、新宿駅周辺など美化推進重点地区では、地元商店街等との協働で「新宿駅・高田馬場駅周辺地区散乱防止計画」を策定し、ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン、まち美化清掃活動を実施します。

外部評価意見
路上喫煙対策と同様に、新宿観光案内所でもポイ捨てについての啓発を行ってはどうか。 繁華街道路清掃事業について、まちの美化という見地から、その対象地域の選定等の適切性について適宜検証しつつ実施してもらいたい。 コンビニエンスストアやファストフード店等、販売した物品がポイ捨てされる可能性が高い業態の事業者に対する対策の呼び掛けにも力を入れてほしい。

経常事業	405	自動販売機対策の推進
------	-----	------------

事業概要
「新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例」に基づき、屋外に設置する飲料用自動販売機の管理者等からの設置届等を受け、回収容器の設置・再生・資源化について啓発・指導を行います。

外部評価意見
回収容器の設置に関しては、その維持・管理を含めて、リサイクルに関する区の事業との連携をより深めていくことも考えられるのではないかな。
条例に該当するにもかかわらず回収容器を設置していない自動販売機について、より積極的に対応してもらいたい。

経常事業	407	住宅修繕工事等業者あつ旋
------	-----	--------------

事業概要
区民が住宅の増改築・修繕等を行う場合、区が窓口となり新宿区住宅リフォーム協議会を通じて工務店等をあつ旋します。

外部評価意見
戸建て住宅リフォームについては高齢者を狙った詐欺被害も多いので、区が行う住宅リフォーム相談や業者のあつ旋は被害防止の効果も期待できると思料されるため、その点も意識し、引き続き実施してほしい。

経常事業	408	事業住宅の管理運営
------	-----	-----------

事業概要
木造賃貸住宅地区整備促進事業等のまちづくり推進事業に基づく住宅の建て替え又は除却により、住宅に困窮し、又は仮住宅を必要とする区民に対し住宅を提供することで、区民生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、事業住宅を設置しており、その維持管理等を行います。

外部評価意見
管理戸数や住宅提供の形態などを適宜見直す視点も持って事業を行ってほしい。

基本政策	Ⅲ	賑わい都市・新宿の創造	
個別施策	1	回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	
計画事業	39	①	新宿駅周辺地区の整備推進（新宿駅直近地区のまちづくり）
計画事業	39	②	新宿駅周辺地区の整備推進（新宿駅東西自由通路の整備）
計画事業	39	③	新宿駅周辺地区の整備推進（新宿通りモール化）
計画事業	39	④	新宿駅周辺地区の整備推進（靖国通り地下通路延伸に向けた支援）
計画事業	39	⑤	新宿駅周辺地区の整備推進（新宿駅周辺地区のまちづくりルールの策定）

めざすまちの姿・状態	
新宿駅をはじめとする区内の主要駅周辺において、交通ターミナルとしての交通結節機能と商業・娯楽・滞在施設など多様な都市機能を併せ持つ魅力を活かし、歩行者の回遊性、利便性向上を軸とした都市基盤整備と、より魅力的で賑わいあふれるまちづくりを連携して進めることで、誰もが歩きたくなるまちをめざします。	

外部評価結果	
（順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている）	
おおむね順調に進んでいる	
外部評価意見	
【総合評価】 成果指標「新宿駅周辺の回遊のしやすさに対する満足度」の令和5年度実績値は、前年度を大きく割り込んでいるが、これは現在行われている、新宿駅西口の大規模工事により生じている通行上の支障が原因であるのであれば、致し方ない。 また、各事業においては、区として実施すべき内容を適切に実施し、東西自由通路開通による利便性向上等、成果も着実に上がっている。 以上のことから、おおむね順調に進んでいると評価する。	
【今後の取組の方向性に対する意見】 本個別施策の各事業は、区が主体となって進めるというよりは、事業主体である民間事業者等への補助や、事業者間の調整を行うものなので、区的意思だけで進められるものではないことは理解したが、関係事業者、庁内他部署等、様々な主体との交渉・調整に工夫の余地はあると思われるので、新宿駅周辺の回遊性向上に向け、計画した内容が順調に進捗するよう、区として一層の努力をお願いしたい。 新宿駅西口は工事の影響により、狭い場所などでは他者と衝突しそうになり、危険を感じることも多いため、混乱防止のための案内表示等を充実させてほしい。 外国人旅行者が増加していること、工事進捗に伴い通路形状が頻繁に変わることも踏まえ、デジタルサイネージ等の活用も視野に入れ、検討してほしい。	

内部評価	おおむね順調に進んでいる
------	--------------

計画事業	39	①	新宿駅周辺地区の整備推進（新宿駅直近地区のまちづくり）
------	----	---	-----------------------------

事業概要
新宿駅直近地区では、誰にとっても優しい次世代の「新宿グランドターミナル」とするため、「新宿の拠点再整備方針」に基づき、駅、駅前広場、駅ビル等を一体的に再編することで、利便性や回遊性の向上を図りながら、新宿の国際競争力を高める総合的なまちづくりを推進します。 新宿駅直近地区のまちづくりを進めるため、都市施設や地区計画などの都市計画手続きとともに、事業化に向けた調整を行います。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 新宿駅直近地区のまちづくり推進に向け、予定どおり、都市計画変更の手続き及び検討委員会・地元まちづくり団体への情報提供等を実施したことから、計画どおりと評価する。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	39	②	新宿駅周辺地区の整備推進（新宿駅東西自由通路の整備）
------	----	---	----------------------------

事業概要
新宿駅東西自由通路の整備は、鉄道施設で分断された東西のまちをつなげ、歩行者の回遊性や来街者の利便性を向上させることで、新宿駅周辺の賑わいを創出していきます。 区は、JR 東日本と連携して事業の促進を図ります。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 予定どおり整備が完了したことから、計画どおりと評価する。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	39	③	新宿駅周辺地区の整備推進（新宿通りモール化）
------	----	---	------------------------

事業概要
まちの賑わいと魅力をより向上させるため、新宿通りを歩きやすく魅力的な歩行者空間としてモール化を行い、歩いて楽しいまちづくりを進めます。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 予定どおり、荷さばきルールについて、地元組織等と検討を実施したことから、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 計画事業評価シートや区ホームページから得られる情報からは、この事業の具体的な取組状況や、課題等が分からない。今後も計画事業として実施していくのであれば、これらについて分かりやすく記載することで、適切な情報提供に努めてほしい。
【その他意見・感想】 新宿通りで歩行者天国が実施されているとき、危険な走行をする自転車により、歩行者が危険な目に合うことが少なくない。 モール化の実施にあたっては、こうしたアクシデントが発生しないよう、歩行者を守るルールも併せて整備してほしい。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	39	④	新宿駅周辺地区の整備推進 (靖国通り地下通路延伸に向けた支援)
------	----	---	------------------------------------

事業概要
新宿駅周辺地区における連続的な地下歩行者ネットワークの整備によって、地上部と地下部の多層的な歩行者ネットワークを構築し、まち全体の賑わい創出や歩行者の回遊性向上を図ります。このため、沿道のまちづくり事業等との連携や関係機関等との調整を行い、事業化を促進します。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画以下
外部評価意見
【評価】 目標としていた関係機関との合意に至らなかったため、内部評価と同様に、計画以下と評価する。
【その他意見・感想】 「まちづくり戦略プラン」で掲げる新宿駅東口エリアの戦略の方向性「日本を代表する賑わいと歩きたくなるまちづくりの推進」に向け、靖国通り地下通路の延伸は重要な取組と思われる。関係主体の調整にあたり苦慮する面も多々あるかとは思いますが、地元区として取組を牽引して行ってほしい。

内部評価	計画以下
------	------

計画事業	39	⑤	新宿駅周辺地区の整備推進 (新宿駅周辺地区のまちづくりルールの策定)
------	----	---	---------------------------------------

事業概要
「新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン」の実現に向け、以下の地区において地元組織との協働によるまちづくりを行い、進捗状況に応じて地区計画等まちづくりルールを定め、地域の個性や魅力を活かしたまちづくりを推進していきます。 (1)まちづくりの方向性が定まり、地区計画等の策定(変更)に向けて取り組んでいる地区 新宿駅東口地区／歌舞伎町シネシティ広場周辺地区／西新宿一丁目商店街地区 (2)地域組織とまちづくりの方向性について検討を進めている地区 西新宿超高層ビル地区／新宿ゴールデン街地区

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 各地区の状況に応じ、まちづくりに向けた支援を適切に実施している。 また、指標「地区計画等の取りまとめ数」について、令和5年度は目標値1に対し実績値が0であったが、第二次実行計画期間（令和3～5年度）中の累積で見ると、目標値3に対し実績値が5であり、達成度は100%を超えている。 以上のことから、計画どおりと評価する。
【その他意見・感想】 本事業の取組は長期にわたるものであり、その成果は、単年度ではなく複数年度で測るべきである。本事業も含め、こうした長期的事業の指標は、単年度ではなく複数年度を対象に目標を定め、その実績を分析するべきである。

内部評価	計画どおり
------	-------

経常事業	434	新宿駅周辺地区の利便性向上
-------------	------------	----------------------

事業概要
新宿駅及びその周辺へのアクセスルートが誰にもわかりやすく利用しやすいよう、利便性の向上を図ります。

外部評価意見
「新宿ターミナルマップ」は地図を読むのが苦手な人にも分かりやすく作られており、非常に有益と思われる。今後の更なる利便性向上に向けては、例えば地図面をメッシュで区切り、東京都庁等、ランドマークとなる超高層ビルの所在を「A5」等のメッシュ番号で示した一覧表を追加することで、観光客等、新宿駅周辺に土地勘のない人にとってさらに使いやすいマップとする等、様々な工夫の余地があると思われる。

基本政策	Ⅲ	賑わい都市・新宿の創造	
個別施策	2	誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現	
計画事業	40	—	歌舞伎町地区のまちづくり推進

めざすまちの姿・状態	
区、地元・事業者、関係行政機関、NPO、ボランティア等が官民一体となって、誰もが安心して楽しめる「エンターテインメントシティ・歌舞伎町」を実現し、「国際観光都市・新宿」の魅力を歌舞伎町から世界に向けて発信します。	

外部評価結果 (順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)	
おおむね順調に進んでいる	
外部評価意見	
【総合評価】 賑わい創出に向けた取組、環境美化を推進する取組、歌舞伎町地区の安全・安心に向けた取組のそれぞれが官民連携で着実に進んでいるほか、成果指標の一つである「歌舞伎町に対する区民のイメージ」では、前倒しで目標を達成しているため、おおむね順調に進んでいると評価する。	
【今後の取組の方向性に対する意見】 本個別施策での取組内容を確認する過程で、シネシティ広場でのイベント等の充実は、にぎわい創出だけでなく、安全安心対策にもつながることが分かった。今後も引き続きこの両面を見据え、誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現に向けた取組を進めてほしい。	
【その他の意見・感想】 歌舞伎町は様々な事情を抱えた人が集まる街である。地元自治体である区は、こうしたにぎわい創出と表裏一体の取組として、歌舞伎町を訪れた人が不幸にならないよう、行き場のない青少年等の支援を要する人に対して適切に対応してほしい。	

内部評価	おおむね順調に進んでいる
------	--------------

計画事業	40	—	歌舞伎町地区のまちづくり推進
------	----	---	----------------

事業概要
歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生するため、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の下、区、地元・事業者、一般社団法人歌舞伎町タウン・マネージメント、関係行政機関、NPO、ボランティア等が一体となって、地域活性化プロジェクト(賑わいづくりと新たな文化の創造・発信)とクリーン作戦プロジェクト(安全・安心対策と環境美化)をはじめ、総合的な施策を展開します。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 シネシティ広場でのイベント開催、情報発信の強化、不法看板対策、放置自転車の撤去、路上清掃等を着実に実施していることから、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現のためには、車いすや視覚障害者の通行を妨げる不法看板や放置自転車への対応は重要な取組であるため、より効果的な対策も検討しながら、各関係機関と協力しながら実施して欲しい。
【その他意見・感想】 指標の目標値「推進」に対し実績も「推進」となっており、目標を達成しているのに、達成度を「—」と表現するのは分かりにくいと感じた。 当該指標において実績が「推進」に該当するか否かの判断基準は、個別施策Ⅲ-2「誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現」の2つの成果指標の達成状況による、とのことなので、その旨の補足説明を計画事業評価シートに記載してはどうか。 また、目標を達成しているのであれば、100%表記でもいいのではないかと。

内部評価	計画どおり
------	-------

経常事業	436	歌舞伎町安全・安心対策事業助成
------	-----	-----------------

事業概要
歌舞伎町地区において、若者や女性を対象とする「健全育成」や「性犯罪の防止」など、安全・安心なまちづくりを目的として自発的に行われる活動を支援し、歌舞伎町地区に集まる様々な困難を抱えた若者や女性の犯罪被害を防止します。

外部評価意見
東京都が類似の助成制度を開始したため、令和5年度の執行率は0%だったが、令和6年度は、東京都の制度では助成を受けられなかった団体に助成金を交付する見込みとのこと。今後も同様のニーズはあると思われるため、歌舞伎町の地元自治体として、引き続きこうした支援を実施してほしい。なお、支援のあり方については、東京都やNPO等、関係団体の動向に応じ、最適なあり方を検討してほしい。

経常事業	438	区役所本庁舎前平和の泉イルミネーション
------	-----	---------------------

事業概要
歌舞伎町の賑わいを創出することを目的として、NPO法人新宿歌舞伎町区役所通り3Aの会が実施する新宿歌舞伎町区役所通りイルミネーションと連携し、区役所本庁舎前平和の泉でイルミネーションを実施します。

外部評価意見
このイルミネーションは一年で最も日没が早い時期である11月から2月に実施されており、区役所本庁舎業務終了後、周辺との照明や賑わいが途切れることを防止する役割を果たしている。歌舞伎町のイメージアップにつながる非常に有意義な取組であるので、区役所通りイルミネーションを含め、今後も継続して実施してほしい。

経常事業	439	道路を活用したオープンカフェ
------	-----	----------------

事業概要
道路の魅力的な空間とまちの賑わいの創出を目的に、新宿モア4番街のオープンカフェを実施します。

外部評価意見
新宿モア4番街のオープンカフェはこの場所を訪れる人の、和みの一翼を担っていると感じる。その一方で、実施場所が限定的であったり、展開されている店がずっと変わらない等、活気に乏しい印象もある。 今後は、時間を区切ってもっと広い範囲でイベントを実施する等、新たな取組により、更なる活性化を図ってはどうか。

基本政策	Ⅲ	賑わい都市・新宿の創造	
個別施策	5	道路環境の整備	
計画事業	44	—	都市計画道路等の整備（百人町三・四丁目地区の道路整備）
計画事業	45	①	人にやさしい道路の整備（道路の改良）
計画事業	45	②	人にやさしい道路の整備（バリアフリーの道づくり）
計画事業	46	—	道路の環境対策

めざすまちの姿・状態	
都市の骨格となる道路・交通施設等を充実させるとともに、歩く人にやさしい歩行者空間の充実をめざします。	

外部評価結果 (順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)	
おおむね順調に進んでいる	
外部評価意見	
【総合評価】 道路環境の整備に向け、都市計画道路の整備、バリアフリー対応、環境対策、道路の維持管理等、多岐に渡る取組を着実に進めていることから、おおむね順調に進んでいると評価する。	
【今後の取組の方向性に対する意見】 成果指標「道路の歩きやすさ満足度」の令和5年度実績値は23.0%と非常に低く、区内道路が区民にとって決して歩きやすいものではないことを示している。国や東京都等、他の道路管理者と密に連携し、改善に向けて取り組んでほしい。 また、道路改善には、透水性舗装や無電柱化等、様々な手法があるので、道路の状況に応じて適切な手法を選択し、積極的に実施してほしい。 今回の評価にあたり、区が管理する道路は多数あり、区はそれらに優先順位をつけ、整備、保全等の対象を決めていることがよく分かった。 区民の道路に関するニーズは様々であり、区の方針に納得しない区民が現れることも想定されるため、区はどのような根拠で優先順位をつけているか、その基準やプロセスについて、必要に応じて区民に共有できるよう、情報提供のあり方を検討してほしい。 視覚障害者のための点字ブロックが、車椅子や杖を利用する人にとって通行しづらい形で設置されていることがある。区道において点字ブロックを整備する場合には、こうしたバリアフリー対応を要する方と様々な角度から意見交換し、その結果を踏まえて整備を実施してほしい。	

内部評価	おおむね順調に進んでいる
------	--------------

計画事業	44	—	都市計画道路等の整備（百人町三・四丁目地区の道路整備）
------	----	---	-----------------------------

事業概要
百人町三・四丁目地区内における防災機能の強化と快適な歩行空間の形成のため、地区計画に基づく道路整備の完了を目指し、用地買収、道路の整備を行います。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 百人町三・四丁目地区の道路整備に向け、土地所有者との調整や詳細設計といった取組を着実に進めていることから、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 本事業は非常に時間を要する事業だが、一方で地区の防災性向上のため、早急に成果を挙げたい事業でもある。本事業の進捗を加速させるため、例えば地区内の共同建て替えを促進する等、様々な工夫を図り、計画的かつ迅速に本事業を推進してほしい。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	45	①	人にやさしい道路の整備（道路の改良）
------	----	---	--------------------

事業概要
幹線道路及び地区内主要道路等の区道について、歩道の設置、線形の改良や修景等を行います。また、道路のライフサイクルコストを考慮した道路の改良や、震災時の緊急道路の機能確保のための改良を実施します。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 予定どおり、早大通りの道路改良工事、江戸川橋通り道路修正設計を実施したため、計画どおりと評価する。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	45	② 人にやさしい道路の整備（バリアフリーの道づくり）
------	----	----------------------------

事業概要
令和 3 年度に策定した「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき選定する整備路線において、歩道改良や視覚障害者誘導用ブロック設置等のバリアフリー対策を実施することにより、高齢者や障害者等の誰もが安全・安心して通行しやすい歩行環境を整備していきます。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 整備工事の入札不調があったものの適切に対応していること、バリアフリー化に向けた道路詳細設計について、高齢者や障害者等、配慮を要する当事者からの意見を踏まえて適切に進めていることから、計画どおりと評価する。
【その他意見・感想】 新宿駅周辺や新宿区役所周辺の歩道は、区が目標として掲げる「誰もが安全・安心して通行しやすい歩行環境」となるには、まだまだ段差等の支障が多く、今後も整備が必要であると感じる。通行量の多い歩道であり、バリアフリー化を求める人は非常に多いと思われるので、今後の取組を一層充実させてほしい。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	46	—	道路の環境対策
------	----	---	---------

事業概要
道路の街路灯をエネルギー効率の良い LED 街路灯に積極的に改修することで、CO ₂ の抑制と省エネルギー化を図るとともに、道路を環境に配慮した舗装(遮熱性舗装)にすることで、ヒートアイランド現象の抑制を目指し、道路の環境対策を進めます。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 遮熱性舗装の施工面積、街路灯（小型蛍光灯・大型水銀灯）の LED 化基数、街路灯の CO₂削減量のいずれも、目標を達成していることから、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 指標 3「街路灯の LED 化基数（大型水銀灯）」の達成度が年々上昇しているため、目標設定が適切か、検討してはどうか。
【その他意見・感想】 この事業は個別施策「道路環境の整備」に位置付けられているが、環境対策にも資する事業である。今後、区民等に成果を示す場合は、例えば個別施策「地球温暖化対策の推進」に係る事業とともに総合的に広報して、区民の理解を得るよう努めてほしい。

内部評価	計画どおり
------	-------

経常事業	454	路面下空洞調査
-------------	------------	----------------

事業概要		
防災上重要な路線や救急病院周辺及びバス路線等の区道において、道路陥没による被害を未然に防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、レーダー探査機による路面下の空洞を調査します。		

外部評価意見		
路面下空洞による道路陥没は、発生する場所や時間帯によっては大事故にもつながる。未然に発見し防止されたことを高く評価するとともに、他の箇所についても早急に対応してほしい。		

経常事業	456	私道整備助成
-------------	------------	---------------

事業概要		
区内の私道所有者等が私道を修繕(舗装、排水設備)する場合、助成金(区が算定する工事費用の8割が上限)を交付します。		

外部評価意見		
区内の道路環境を良好に保つためには、公道はもちろんのこと、私道への対応が非常に重要である。 本事業は、私道所有者の申請に対し助成金を交付するものだが、この他にも、地下部分も含む私道の適切な維持管理に向けた相談対応や指導、寄付受付等、様々な対策を積極的に講じてほしい。		

経常事業	459	道路の維持管理
-------------	------------	----------------

事業概要		
区道の適正な維持管理のため、舗装、排水施設、道路附属物の維持修繕や応急補修、道路の清掃、区道上で死亡した動物の死体処理、地下歩行者道の維持管理などを行います。		

外部評価意見		
今夏、短時間の豪雨により道路が冠水する等の被害が多発していることもあり、雨水枳を始めとする、道路の維持管理の重要性はますます高まっている。 区道を取り巻く状況に応じ、今後も適切に区道の維持管理を行ってほしい。		

基本政策	Ⅲ	賑わい都市・新宿の創造
個別施策	10	活力ある産業が芽吹くまちの実現
計画事業	56	① 観光と一体となった産業振興（しんじゅく逸品の普及）
計画事業	56	② 観光と一体となった産業振興（多彩な観光資源を活かした区内回遊の促進）

めざすまちの姿・状態	
多様な産業の集積や、人々が集まることで発生するニーズが溢れる都市としての特性を活かし、社会環境の変化に対応した事業革新や新たな価値創造に向けた積極的な事業活動を支援することで、持続的に発展するまちをめざします。 また、就労支援と人材確保支援の双方に取り組むことによって、働く人と企業がともに支え合い、発展することができるまちづくりをめざします。	

外部評価結果 (順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)	
おおむね順調に進んでいる	
外部評価意見	
【総合評価】 融資、補助金、地域経済活性化の3本柱を中心として、中小企業支援や地域商業の活性化をはじめ、区内産業の振興に向けた各種支援を総合的に実施している。また、成果指標「区内中小企業の景況」の実績値も回復傾向にある。 以上のことから、おおむね順調に進んでいると評価する。	
【今後の取組の方向性に対する意見】 新宿区には、多数の事業所が存在し、その規模、事業内容は多種多様である。本施策では、区は主に中小事業者に向けた産業振興施策に力を入れているが、その他にも、社会課題に積極的に取り組み、解決を図る企業等、特定の分野の事業者の育成や誘致も必要なのではないか。	
【その他の意見・感想】 成果指標「区内中小企業の景況」は、区の取組効果よりも、日本経済全体の動向など外部要因により、その実績が左右されるものであるため、この指標設定では、施策の取組状況を正しく評価できないのではないかと。 現在設定されている個別施策の成果指標には、このような課題を抱えるものが数多く散見されるため、次期総合計画策定時には、適切な成果指標設定に努めてほしい。 経常事業536「売上向上実践講座」等、講演会・講座形式で実施する取組については、支出した経費の額の割には、参加人数が少ない印象を受けた。 費用対効果を高めるため、今後は対面開催と録画Web配信の併用を基本形とする等して、より多くの方に講義内容が伝わるよう工夫してほしい。	

内部評価	おおむね順調に進んでいる
------	--------------

計画事業	56	①	観光と一体となった産業振興（しんじゅく逸品の普及）
------	----	---	---------------------------

事業概要
「しんじゅく逸品マルシェ」等のPRイベントを、一般社団法人新宿観光振興協会と連携して開催するとともに、マルシェ出展企業の商品を「しんじゅく逸品」として登録し、ロゴマークと合わせて発信することで、区内の中小企業等の売上拡大やビジネスチャンスの創出につなげていきます。また、金融機関と連携し「しんじゅく逸品」の販路開拓を支援していきます。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 「しんじゅく逸品」や「Azalée（アザリー）」に関する各種取組を官民一体で継続的に実施し、区内特産品の普及や販売促進に向け一定の成果を挙げていることから、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 令和5年度は約1,700万円の事業経費がかかっているが、実際にこの経費をかけることによって、「しんじゅく逸品」や「Azalée（アザリー）」に関係した事業者の売上と利益に対し、どのような効果があったか、測定を行うべきである。 外部団体の実施する展示会・イベントへの出展や、他自治体の特産品販促活動と連携した取組等を通じ、取組の更なる充実を図ってほしい。 関係事業者の持続可能な成長に資するよう、YouTube等インターネットサービスを活用した広報の充実や、地元の住民や商店街との連携強化を図ってほしい。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	56	②	観光と一体となった産業振興 (多彩な観光資源を活かした区内回遊の促進)
------	----	---	--

事業概要
区内のパブリックアートをはじめとした魅力あるスポット等の新しい観光資源を発掘するとともに、まちの記憶である文化歴史資源と併せて、マップ、ホームページ、観光情報誌等により情報発信します。また、新宿文化観光資源案内サイト「温故知しん!じゅく散歩」を活用することにより、新宿の多彩な観光資源を発信していきます。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画以下
外部評価意見
【評価】 指標「新宿文化観光資源案内サイトへの接触度」の実績値は改善傾向にあるが、依然として目標値を大幅に割り込んでいるため、計画以下と評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 新宿文化観光資源案内サイト閲覧数の向上に向け、来訪者や地元住民からの情報提供を活用したコンテンツの拡充や、YouTube 等の活用、地元企業や文化機関との連携、といった新規取組を実施してはどうか。

内部評価	計画以下
------	------

経常事業	525	地場産業の魅力発信
------	-----	-----------

事業概要
区が主催する行事等において、染色業及び印刷・製本関連業の魅力を発信することにより、地場産業に対する区民及び来街者の認知度を向上し、両地場産業団体の振興を図ります。

外部評価意見
区内産業の中に、染色業及び印刷・製本関連業以外に地場産業として支援すべき産業はないか、検証してほしい。

経常事業	526	中小企業新事業創出支援
------	-----	-------------

事業概要
中小企業者の革新性や技術力を活かした新事業の創出を支援するため、「新宿ビジネスプランコンテスト」において、創業期の事業者が持つ可能性を発掘・支援するとともに、「新製品・新サービス開発支援助成」では、中小企業者が取り組む新たな事業等に対する助成を行います。また、「新宿ビジネス交流会」では、中小企業者相互の交流の場を提供することにより、新事業の創出を支援します。

外部評価意見
新宿ビジネス交流会の参加者実績 14 名は、新宿区の規模からすると少ないのではないかと。経常事業 528「中小企業支援ネットワーク会議の運営」や経常事業 533「新宿商談会」等、関連する取組と一体的に実施することで、参加人数増加を図ってはどうか。

経常事業	535	経営力強化支援事業
------	-----	-----------

事業概要
区内中小企業者、個人事業主の全業種を対象に、経営計画等策定支援をはじめとする、総合的な支援を行います。

外部評価意見
本事業で支援を受けた事業者において、支援がどのような成果につながったかを定期的に評価し、必要に応じて支援内容を見直してほしい。

経常事業	536	売上向上実践講座
-------------	------------	-----------------

事業概要		
企業や店舗が持つ潜在的な魅力を向上させ、売上向上に結びつける講演会や実践講座を開催します。		

外部評価意見		
事業経費 500 万円に対し、各回参加者数 20 名程度は少ないのではないか。参加者増加に努めてほしい。		

経常事業	539	事業承継支援
-------------	------------	---------------

事業概要		
事業承継を検討するきっかけづくりとなるよう、円滑な事業承継に向けた基本的な考え方や手法、事例を踏まえたセミナーを行うほか、国等が行う各支援施策の情報発信を行います。		

外部評価意見		
事業経費 70 万円に対し、動画視聴回数 95 回は少ないのではないか。視聴回数増加に努めてほしい。		

経常事業	545	産業会館の管理運営
-------------	------------	------------------

事業概要		
中小企業支援の活動拠点としての位置付けに基づき、産業関係者の主体的な学習や相互交流の場を提供し、中小企業の活性化を推進します。		

外部評価意見		
一等地に立地しているため、使われていない枠があるのは勿体ない。稼働率を高めるため、より多くの区民等に利用してもらえるよう、工夫してほしい。		

基本政策	Ⅲ	賑わい都市・新宿の創造
個別施策	13	国際観光都市・新宿としての魅力の向上
計画事業	60	① 新宿ブランドを活用した取組の推進（魅力ある観光情報の発信）

めざすまちの姿・状態	
官民一体による観光振興や産業振興などの施策を総合的に推進し、国際観光都市としての魅力とブランド力をさらに高め、「賑わい都市・新宿」の実現をめざします。 国内外から新宿を訪れる人たちが、安心して快適に新宿のまちを楽しむことができる世界に誇れるまちをめざします。	

外部評価結果	
(順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)	
おおむね順調に進んでいる	
外部評価意見	
【総合評価】 本個別施策のめざすまちの姿・状態に照らし、新宿観光振興協会を中心とした各種取組及び新宿フリーWi-Fi の運用等、その他の取組が適切に実施されていることから、おおむね順調に進んでいると評価する。	
【今後の取組の方向性に対する意見】 「国際観光都市・新宿としての魅力の向上」のため、下記の点について取り組んでほしい。 ①海外からの旅行者に対するアピールを強化するため、印刷物の対応言語の更なる充実（フランス語、アラビア語の追加等）、ガイドなどのスピーキングでのサービスの充実等を通じた、多言語対応の強化を図る。 ②文化・芸術・地場産業・エンターテインメントなど新宿の多彩な魅力を活かし、まだ十分に活用されていない隠れた観光資源を、発掘して磨き上げ情報発信することで、新たな観光需要を創出し、「国際観光都市・新宿としての魅力の向上」につなげる。 ③無線 LAN 環境の利用状況をモニタリングし、必要に応じて改善・拡充を図り、より快適な通信環境を提供する。 観光客に関する事業実績については、日本人観光客とインバウンドは分けて管理・分析すべきである。	

内部評価	おおむね順調に進んでいる
------	--------------

計画事業	60	①	新宿ブランドを活用した取組の推進 (魅力ある観光情報の発信)
------	----	---	-----------------------------------

事業概要
国際観光都市としての魅力とブランド力の向上を図るため、官民一体で新宿の観光振興を担っている一般社団法人新宿観光振興協会の情報媒体を活用して観光情報を発信します。新宿ならではのパブリックアートをはじめとした魅力あるスポット等の新しい観光資源や、まちの記憶である文化歴史資源、イベントやグルメ等、新宿の持つ多様な魅力を観光客の視点から発信していきます。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 2つの指標の達成度はいずれも100%を超え、他の取組も順調に進んでいることから、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 観光情報の発信力強化のため、SNSやWebサイトでの情報発信の多言語化、動画コンテンツの充実、インフルエンサーと連携した情報発信を取り入れてはどうか。 地元企業との連携による特典プログラムや、他の観光地との連携による相互ツアーを実施することで、他団体等と連携し、相乗効果を生む取組を進めることも重要である。
【その他意見・感想】 食は人々の関心を集めやすい。観光資源のPRにあたっては、食分野の観光資源のPRを強化してはどうか。

内部評価	計画どおり
------	-------

経常事業	584	ふるさと納税管理事務
------	-----	------------

事業概要
区内で生産・加工された商品が手に入るモノ消費と、新宿ならではの体験ができるコト消費などの返礼品を導入し、新宿区への寄附を広く募ります。

外部評価意見
ふるさと納税制度は様々な課題を孕んだ制度であり、自治体の中には返礼品を廃止したところもある。今後も制度や他自治体の状況等をよく捉え、必要に応じた見直しを図りながら、制度を運用していったほしい。 本事業は、個別施策Ⅲ-13「国際観光都市・新宿としての魅力の向上」にはあまり直接的には関わらない取組なのではないか。返礼品の開発を、インバウンドでのセールスにもつなげていく等の展開が想定されないのであれば、ふるさと納税については、この個別施策とは別の施策に位置付けて整理した方がよい。 世界一の乗降客数を誇る新宿駅、歌舞伎町のゴジラヘッド、東京都庁、ゴールデン街等、新宿区には沢山の観光資源がある。関係各所との協力を通じて魅力的なふるさと納税制度を推進し、寄附金が増えるよう取り組んでほしい。 令和5年度の新宿区の会計では、ふるさと納税制度の影響による税収減が約40億円であるのに対し、10月から3月に寄付金で得た金額は約4億円であり、今後もふるさと納税の影響による税収減は続くと考えられる。この状況が続くと、区の行政サービスにも影響が出かねないということを、区民にも周知啓発するべきである。

基本政策	Ⅲ	賑わい都市・新宿の創造	
個別施策	14	生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	
計画事業	61	－	新中央図書館等の建設
計画事業	62	①	スポーツ環境の整備（新宿区スポーツ環境整備方針の改定）
計画事業	62	②	スポーツ環境の整備（スポーツコミュニティの推進）
計画事業	62	③	スポーツ環境の整備（総合運動場の整備）
計画事業	62	④	スポーツ環境の整備 （新宿区スポーツ施設整備基金を活用したスポーツ施設の整備）

めざすまちの姿・状態	
すべての人々にやさしい知の拠点としての図書館の活用を通じて、教育と文化の発展に寄与するとともに、区民が様々な課題について自ら考え、他者と協働して解決することができるまちをめざします。 子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツや学習を楽しみ、ライフステージ等に応じて健康でいきいきとした生活を送ることで、生涯を通じて学習やスポーツ活動に取り組めるまちをめざします。	

外部評価結果 （順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている）
おおむね順調に進んでいる
外部評価意見
【総合評価】 本施策を構成する諸事業は計画通りに実施されている。特に、新宿区スポーツ環境整備方針の改定に向けた取組が着実に進められた点と、スポーツコミュニティの促進を目的とする事業で、障がい者スポーツ・パラスポーツを軸とする活動の充実化が図られ成果をあげている点は高く評価できる。スポーツ環境に関する調査では、区民のスポーツに関するニーズの分析も進められた。 新中央図書館等の建設に向けた事業や総合運動場の整備に向けた事業については中長期的なスケジュール感が見て取れないところがあるものの、年度単位では予定に沿って実施されている。 以上のことから、本施策はおおむね順調に進んでいると評価する。

【今後の取組の方向性に対する意見】

総合計画で謳われる「ライフステージ等に応じて健康でいきいきとした生活を送ることで、生涯を通じて学習やスポーツ活動に取り組めるまち」の理念を実現していくための様々な具体策を、引き続き検討してほしい。

既存スポーツ施設の利便性、安全面を向上させるための改修と並んで、ニーズが高いと考えられる屋内スポーツ施設の増設を検討してもらいたい。

e スポーツなどの新しい分野の取組に期待する。

図書館資料の収集・所蔵・提供や情報発信の方法については、紙媒体、電子媒体それぞれの特性を考慮して検討してほしい。

【その他の意見・感想】

新中央図書館等の建設事業と総合運動場の整備事業については、次世代の区民の学習・スポーツ環境の質的な在り方にもかかわるものであることから、広い視野に立って検討を進め、区民の期待に応え得る内実を備えたものを創り上げていかれることを期待する。

図書館サービスに関しては、自動貸出機、検索機などの利便性の向上と共に、お話し会、館内展示などを引き続き深化させながら実施してもらいたい。また、企画の水平的展開（複数の図書館間あるいは図書館と他の公共施設との共同企画）にも期待する。

スポーツ施設に関しては、時代の変化、住民のライフスタイルの変化に応じた取組を検討してもらいたい。たとえば、民間事業者との連携、提携による企画・事業などである。これにより、既存施設だけでは立地によって区民にアクセス性の偏りがある現状も改善できるのではないか。

健康増進を目的とする事業・施設で行われている活動もスポーツ的要素を持っており、「スポーツ活動のための環境」に含み得る。したがって、保健福祉分野におけるスポーツ的要素を有する活動を本個別施策を構成する事業と連携させていくことで、スポーツ活動のための環境を充実化させていくという方向性もあり得るのではないかな。

内部評価

おおむね順調に進んでいる

計画事業	61	—	新中央図書館等の建設
------	----	---	------------

事業概要
「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 これからの図書館のあり方についての検討と一体的に、新中央図書館等の建設について図書館運営協議会での協議や杉並区中央図書館の視察等が計画通り行われた。視察は、今日において公立図書館に求められる機能に関する見識を深める機会となっている。 ヒアリングでは、図書館の機能や館内の空間設計といった面で、従前の考え方に囚われない視野に立って検討が進められていることが確認できた。 以上のことから、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 新中央図書館等基本計画の策定から10年以上が経過して図書館に対するニーズも変化している。大きな建物の必要性、利用者のアクセス性、既存の区立図書館との関係、紙媒体の書籍・資料と電子的データ・資料とのバランスといった点も十分考慮に入れて、検討が深められて行くことを期待する。 引き続き、施設の利便性や魅力の向上を図る方法を検討すると共に、区民の意見や要望に対するアンテナを広く高く張って検討を進めてもらいたい。 新中央図書館の空間設計では、区民にとって魅力的で、来館者が本との出会いを多く得られるような環境にすることを目指してもらいたい。

【その他意見・感想】

今後、さらに踏み込んだ検討を進めていく際、より具体的な行動計画や指標があると、本事業に対する区民の理解がより得やすくなるのではないかと。

改装、新設される図書館にはどのような要素があるのか分析し、明示されていると、成果を示しやすくなるのではないかと。それと関連して、他の図書館事業で指標とされている項目などについても情報収集を行い、建設や運営に役立てることも考えられる。

視覚障害者にも利用しやすい等、誰もがわかりやすく使いやすい施設にしてもらいたい。また、中央図書館以外の地域図書館の充実も併せて進めてほしい。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	62	①	スポーツ環境の整備（新宿区スポーツ環境整備方針の改定）
------	----	---	-----------------------------

事業概要
平成 25 年 2 月に「新宿区スポーツ環境整備方針」を策定し、「誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境」の充実に向け、様々なスポーツ施策を行ってきました。方針の策定から 10 年が経過し、スポーツを取り巻く環境や社会情勢は大きく変化をしています。このことから、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの継承と発展」をはじめとした、スポーツ施策を推進するため、国の「第3期スポーツ基本計画」や都の「東京都スポーツ推進総合計画」も踏まえ、これからの時代に合った「新宿区スポーツ環境整備方針」に改定します。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 新宿区スポーツ環境整備方針の改定に向けて、区民・団体等を対象とするアンケート調査の内容検討・実施、及び関係会議体における調査結果の共有、さらには、調査結果を踏まえた改定方針案の検討が進められた。新方針がアンケート調査の結果分析から把握される区民ニーズの動向等を十分踏まえたものになることを期待する。 方針の改定に向けたプロセスが着実に進められたことから、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 区民が持続的に生涯スポーツを実現できる環境整備を引き続き進めてもらいたい。 必ずしも既存のスポーツ施設だけを対象とするのではない柔軟な視点に立った取組（たとえば、民間事業者あるいは健康増進のための保健福祉施設との連携など）を期待する。
【その他意見・感想】 本事業に関する今後の評価では、今回実施した調査を元に指標を設定することも考えられるのではないかな。 e スポーツについても検討の視野に入れられているとのことであった。今回の方針改定でそうした比較的新しい分野の扱いが最終的にどのようなものになるにせよ、広い視野に立って方針の検討が進められることを期待する。 既存施設は立地面での利便性が区民によって異なっているのではないかな。アクセスの均等化を図るためにも、既存施設の活用に加え、民間との連携、提携を進めるべきではないかな。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	62	②	スポーツ環境の整備（スポーツコミュニティの推進）
------	----	---	--------------------------

事業概要
「新宿区スポーツ環境整備方針」の基本理念を持続的・継続的な視点を持って着実に推進していくため、区のスポーツ環境を支える各主体との連携強化を図ります。 また、区民のスポーツ人口をより増やしていくために、スポーツイベントを実施するなど、スポーツを楽しむ場や機会を提供していくと同時に、区民のスポーツへの意識向上を図ります。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 本計画事業は、スポーツ体験教室及び障がい者スポーツ・パラスポーツ体験を軸に、スポーツコミュニティの創出・推進を図って行こうとするものである。 令和5年度には、幅広い世代から多数の参加者が集うかたちで、多様な内容の教室・体験会が計画通り開催された。教室・体験会が予定通りに実施されて参加者の多くがアンケートで高い満足度を示した要因のひとつに、パラスポーツ団体等との連携が効果的になされたこともあったと考える。 運営にかかわるボランティアについてはその裾野をさらに広げていくための工夫の検討を続けていく必要があるものの、本計画事業は取組方針に沿って概ね予定通りに実施されていることから、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 ボッチャ等パラスポーツの体験会については 応募者が多く参加できなかった人も少なくなかったとのことであるため、参加人数や開催回数を増やすことを検討してはどうか。 障がい者スポーツ・パラスポーツの機会提供を充実化することと並んで、体操教室や陸上教室といったそれ以外の体験機会についても、引き続き企画の充実化や開催の形態・時期等の工夫を図り、行ってもらいたい。

【その他意見・感想】

パラスポーツ等の体験が幅広い区民において新しいスポーツ活動を定着させ、スポーツ文化を豊かなものにしていくことを目指して、引き続き事業を推進してもらいたい。

パラスポーツの体験会などでボランティアスタッフの確保が難しい場合、区内の福祉を学ぶ学生やサークルボランティアなどとの連携を拡げていくことを検討してはどうか。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	62	③	スポーツ環境の整備（総合運動場の整備）
------	----	---	---------------------

事業概要
現在の戸山公園箱根山地区多目的運動広場の機能を保ちつつ、より快適に・多種目・多目的に使用できる総合的な多目的運動場として整備を行います。 また、引き続き東京都へ積極的な働きかけを行います。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 総合的な多目的運動場の整備を最終目的とする本計画事業では、令和5年度には都との情報共有・意見交換が進められた。総合運動場の整備に向けたスケジュールが確定していないため全体の中での進捗状況については判断が難しいところがあるものの、年度の予定に沿って課題の整理等が進められたことから、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 整備内容・整備時の役割分担、整備後の維持管理等についての東京都との協議・調整を適切かつ精緻に進めてもらいたい。 整備計画の検討は区民の要望やニーズを十分に踏まえて進めてもらいたい。 早期の整備が実現するように協議を進めてもらいたい。また、現在の多目的広場の良好な環境を維持することも心掛けてほしい。
【その他意見・感想】 内部評価の評価シートにおいて、本事業の実績は「(都との) 情報共有」とあるが、それだけでは区民には進捗状況が見えにくい。事業評価のためにも、より具体的な行動計画が記載されていたほうが良いのではないか。

内部評価	計画どおり
------	-------

計画事業	62	④	スポーツ環境の整備 (新宿区スポーツ施設整備基金を活用したスポーツ施設の整備)
------	----	---	--

事業概要
新宿区スポーツ施設整備基金を活用し、スポーツ施設を整備することにより区民のスポーツへの参加を促進します。

外部評価結果 (計画以上／計画どおり／計画以下)
計画どおり
外部評価意見
【評価】 新宿スポーツセンター施設の整備・改修を行う年度予定は計画通り実施され、安全性、快適性を向上させたことから、計画どおりと評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 令和6年度以降も、施設の老朽化にともなう改修工事を適宜進めて、安全性、快適性の確保を図ってもらいたい。 従前の考えに縛られることなく、区民のニーズに沿った施設整備が検討、推進されることを期待する。
【その他意見・感想】 区民によるスポーツ参加の促進という本事業の目的に照らして、施設の老朽化への対応だけでなく、施設の機能拡充といったより積極的な用途の検討も続けてもらいたい。 地域の学校施設についても本事業による整備・改修の対象になり得るとすれば、利用者の利便性や学校施設の地域開放を推進する見地から、学校スポーツ施設の補修改善にも力を入れてもらいたい。

内部評価	計画どおり
------	-------

経常事業	592	新宿未来創造財団運営助成
-------------	------------	---------------------

事業概要
生涯学習の拠点機能を担う公益財団法人新宿未来創造財団の運営助成を行い、区民のライフステージに対応した生涯学習・スポーツを総合的に推進し、区民のニーズに応える総合的な生涯学習事業を展開します。

外部評価意見
区の助成のあり方や有効性についての評価・検証を不断に行い、その適切性を区民に対して十分説明できるように努めてもらいたい。 学校体育館等を利用して行われる活動で、財団が PTA やボランティアと連携して実施しているものがある。それら活動の管理・運営面において、財団とPTA 等とが円滑に連携、協力できる体制になっているのか、また、PTA 等の負担が過重なものになっていないかを検討し、必要に応じて現在のあり方を見直すよう運営団体に促してもらいたい。

経常事業	593	学校施設等の活用
-------------	------------	-----------------

事業概要
学校教育に支障のない範囲で、区立小・中学校等の校庭・体育館・特別教室等を活用し、区内スポーツ・学習・文化活動の場として地域に開放します。

外部評価意見
体育館や校庭の開放について、区民への一層の周知を願いたい。

経常事業	598	ギャラリー“みるっく”の運営
------	-----	----------------

事業概要
区内スポーツ施設等を使用し、絵画・写真等を展示することができます。区民の創作品を発表する場を提供することにより、区民の創作意欲を促進します。

外部評価意見
当該年度の利用件数が7件であったのは少ないようにも見える。作品の展示場所がスポーツ施設であることがこの企画の関心層とマッチしているのかなどについて検討されてもよいのではないかな。 作品の展示法に関しては、インターネットを活用する方法も考えられるのではないかな。

基本政策	V	好感度 1 番の区役所
個別施策	3	地方分権の推進

めざすまちの姿・状態
地域の実情にあったサービスが一層展開できるよう、区民に最も身近な基礎自治体として、権能の拡充を推進していきます。

外部評価結果 (順調に進んでいる／おおむね順調に進んでいる／やや遅れている／遅れている)
おおむね順調に進んでいる
外部評価意見
【総合評価】 全国市長会等を通じた国への要望や、各種チャンネルを活用した都に対する働きかけに係る区の姿勢は、成果指標の目標水準「国、都からの区への更なる権限移譲と財源移譲の推進」にそぐうものであるため、おおむね順調に進んでいると評価する。
【今後の取組の方向性に対する意見】 住民が受けるサービスの提供主体として、国・都・区のいずれが適切であるかは、サービスにより異なる。他区にはない新宿区特有の事情等も踏まえ、また、移譲を求める権限が真に国や都ではなく新宿区が担うべきものかをよく検討した上で、区が担うべきものとした事務については、国や都に対して、積極的に財源を含め権限移譲を求めていくべきである。
【その他意見・感想】 施策評価シートにおいて、例えば千葉県のようにパスポート発給業務を県から市に移譲して欲しい等、区が国や都からの移譲を希望する具体的内容が記載されておらず、そもそも、区としてどのような方向を目指しているのかが読み取れなかった。

内部評価	おおむね順調に進んでいる
------	--------------

第3章 今後に向けて

第6期の初年度となる今年度の評価作業は、新宿区総合計画の個別施策を選定し、それらを構成する計画事業の評価と経常事業の取組状況の確認をした上で、個別施策を評価するという、従来どおりの評価手法を継承し、実施した。

ここでは、今年度の評価作業の全体を通じて浮き彫りになった課題や問題点、及びそれらを踏まえた、外部評価委員会からの提言を記載する。

1 施策評価のあり方について

(1) 評価対象施策について

外部評価の対象・手法については、より効果的な評価を目指して何度か見直されてきており、現在は、個別の事業評価よりも俯瞰的な視点から区政課題に対する区の取組状況进行评估する、という趣旨の下、新宿区総合計画の個別施策の評価を行っている。

この評価は複数年かけて全ての個別施策を評価することを目指しており、令和7年度にはその目標を達成できる見込みとなっている。個別施策の単位で、総合計画に係る区の取組状況全体を確認・評価できたことは大きな成果である。

その一方で、外部評価が、特定の分野に限定されることなく外部からの意見を区に届けられる貴重な機会であることに鑑みると、評価対象としてより適切なのは、推進にあたり、外部からの意見を聴くことが特に重要な施策である。

今後の外部評価では、俯瞰的な視点から区政課題に対する区の取組状況进行评估するという考え方は維持しつつも、評価対象を総合計画の個別施策に限定することなく、区が現在重点的に取り組んでいる施策等、外部評価委員会からの意見が、区政の推進に特に寄与できると思われる施策を評価対象とすべきである。

(2) 評価対象事業について

現行の施策評価の手法は、評価対象となる個別施策が決まると、実行計画冊子においてあらかじめ整理されている施策・事業の体系に基づき、評価対象事業（計画事業及び経常事業）が自ずと決まる仕組みとなっている。

例えば、今年度の評価作業では、個別施策Ⅱ-3「暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ①犯罪のない安心なまちづくり」については、当該個別施策に位置付けられている、客引き行為防止や消費者被害対策等、安全安心対策の推進に係る全ての事業（11事業）の評価を通じ、評価した。

しかし、当該個別施策が掲げる課題に対する区の実施状況を適切に評価するには、当該個別施策に直接位置付けられている事業以外にも、地域コミュニティに関係する事業や商店会に関する事業など、他の個別施策に位置付けられている事業も含め、実施状況を総合的に確認する必要があるはずである。

また、各個別施策を構成する全ての事業を評価する現行の施策評価の手法は、区職員及び外部評価委員会委員双方にとって大きな負担となっており、その軽減のため、より効率的に評価作業を進められる手法への転換も必要である。

こうしたことから、今後の施策評価（上記の提言を受けた新たな評価を実施する場合は、その評価も含む）の実施にあたり評価対象事業を選定する際には、既存の施策体系の垣根を越えて広く検討した上で、真に評価の必要がある事業に絞り込む、効果的・効率的な運用に改めるべきである。

2 内部評価シートの記載内容について

評価の基礎資料となる各種内部評価シートに記載されている情報には様々な性質のものがあるため、それらを評価材料とするにあたっては、情報の性質に応じた示し方が必要である。

例えば事業の実績件数から事業効果を確認する場合、数年間の実績件数の経年比較によって確認するのが適切な場合もあるし、単年度の実績件数を性質別に分類して確認するのが適切な場合もある。

しかしながら、シートを記載する際に、外部評価委員会からの質問を想定し、こうした分析結果をあらかじめ盛り込むことは、区職員の負担やシートの情報量の過度な増大を招くため、現実的ではない。

そのため、例えば、外部評価委員会が評価対象事業の評価ポイントを事前に整理し、それに基づき、事業所管部署が内部評価シートを作成する、等の評価作業工程の工夫により、外部評価委員会が求める資料と、区が作成する資料のミスマッチを防止できるよう、運用を改めてほしい。

また、計画事業評価シートについては依然として、1事業あたりの記載の文字数が非常に多いことや、別資料である実行計画冊子を参照しなければ当初計画内容が分からないといった課題を抱えているため、これらについても合せて改善を図ってほしい。

以上、今年度及び過年度の外部評価を踏まえ、区の行政評価制度見直しに向けた提言を整理した。

現行の施策評価が全ての個別施策を評価し終える令和7年度は、制度見直しの絶好の機会である。区はこの好機を逃さず、本提言を十分に受け止め、行政評価制度がこれまで以上に区政の推進に寄与できるよう、制度の改善を積極的に図ってほしい。

<資料>

1 新宿区外部評価委員会委員名簿

部会名 担当分野	氏 名	役 職	所 属 等
第1部会 まちづくり 環境 みどり	竹内 真雄	部会長	大東文化大学法学部政治学科 教授
	戒井 一憲		公募区民
	風間 義民		公募区民
	大川内 初実		新宿区エコライフ推進協議会
	大西 秀明		新宿区防災サポーター連絡協議会
第2部会 福祉 子育て 教育 暮らし	山本 卓	副会長 部会長	法政大学法学部政治学科 教授
	小宮 領		公募区民
	藤川 裕子		公募区民
	御所窪 和子		新宿区民生委員・児童委員協議会
	津吹 一晴		新宿区町会連合会
第3部会 自治 コミュニティ 文化 観光 産業	稲継 裕昭	会長 部会長	早稲田大学政治経済学術院 教授
	小杉 美恵子		公募区民
	佐伯 康之		公募区民
	古市 雄大		東京青年会議所
	安井 潤一郎		新宿区商店会連合会

2 新宿区外部評価委員会条例

平成 19 年 6 月 21 日

条例第 45 号

改正 平成 20 年 3 月 19 日条例第 1 号

令和 2 年 3 月 17 日条例第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するため、区長の附属機関として、新宿区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 新宿区(以下「区」という。)が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。
- (2) 外部評価 区の機関(議会を除く。)が実施した行政評価の結果を踏まえ、当該行政評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(委員会の所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 外部評価を実施し、その結果を区長に報告すること。
- (2) その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3 人以内
- (2) 区民 6 人以内
- (3) 区内各種団体の構成員 6 人以内

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は 4 年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の解職)

第 6 条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、その職を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長及び副会長)

第7条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

第9条 委員会は、調査及び審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査及び審議の経過並びに結果を委員会に報告する。

(委員以外の者の出席等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総合政策部企画政策課が担当する。

(平 20 条例 1・令 2 条例 1・一部改正)

(公表)

第12条 区長は、第3条第1号の規定による報告を受けた外部評価の結果を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平 20 条例 1・一部改正)

附 則

[以下 略]

3 新宿区行政評価制度に関する規則

平成 26 年 3 月 31 日

新宿区規則第 26 号

(目的)

第 1 条 この規則は、新宿区（以下「区」という。）の行政評価制度に関し必要な事項を定めることにより、区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 行政評価制度 次に掲げる一連の手続をいう。

ア 第 3 条から第 5 条までの規定による内部評価の実施及びその結果の公表

イ 第 6 条の規定による外部評価の実施及びその結果の公表

ウ 第 7 条の規定による総合的判断及びその結果の公表

(2) 行政評価 区が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。

(3) 内部評価 区の機関（議会を除く。）が実施する行政評価をいう。

(4) 外部評価 内部評価の結果を踏まえ、当該内部評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(5) 部等 新宿区組織条例（昭和 49 年新宿区条例第 3 号）第 1 条に規定する部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査事務局をいう。

(6) 部長等 部等の長（会計室にあつては会計管理者、教育委員会事務局にあつては教育委員会事務局次長）をいう。

(内部評価の実施の時期及び対象)

第 3 条 内部評価は、毎年度実施するものとし、その時期並びに対象とする施策及び事業は、年度ごとに区長が別に定める。

(内部評価委員会の設置)

第 4 条 内部評価を適正に実施するため、部等ごとに、内部評価委員会を置く。

2 内部評価委員会は、部長等及び課長（これらに相当する職にある者を含む。）その他部長等が指定する職員をもって構成し、部長等が主宰する。

(内部評価の実施及びその結果の公表)

第 5 条 内部評価委員会は、第 3 条の規定により内部評価の対象とされた施策及び事業（以下「評価対象施策・事業」という。）のうち当該部等に係るもの（教育委員会事務局に置かれる内部評価委員会にあつては、中央図書館に係るものを含む。）について、総合

政策部長と協議の上、内部評価を実施するものとする。

2 部長等は、前項の規定により実施した内部評価の結果を区長に提出するものとする。

3 区長は、内部評価の結果を決定したときは、これを速やかに公表するものとする。

(外部評価の実施及びその結果の公表)

第6条 外部評価の実施及びその結果の公表については、別に定めるところによる。

(総合的判断及びその結果の公表)

第7条 部長等は、内部評価及び外部評価の結果を踏まえ、評価対象施策・事業のうち当該部等に係るもの（教育委員会事務局次長にあつては、中央図書館に係るものを含む。）について、総合政策部長と協議の上、その方向性を検討し、その結果を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定により提出された同項の結果に基づき、評価対象施策・事業について、その方向性を総合的に判断し、その結果を速やかに公表するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この報告書は、新宿区外部評価委員会から新宿区長に対して報告された外部評価実施結果について、新宿区外部評価委員会条例第 12 条に基づき公表するために、印刷製本したものです。

令和 6 年度 外部評価実施結果報告書

印刷物作成番号
2024-21-2101

発行年月 令和 6 年 11 月

編集・発行 新宿区総合政策部企画政策課 電話 03-5273-3502（直通）
東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号